

第2期長崎県地域未来投資促進基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

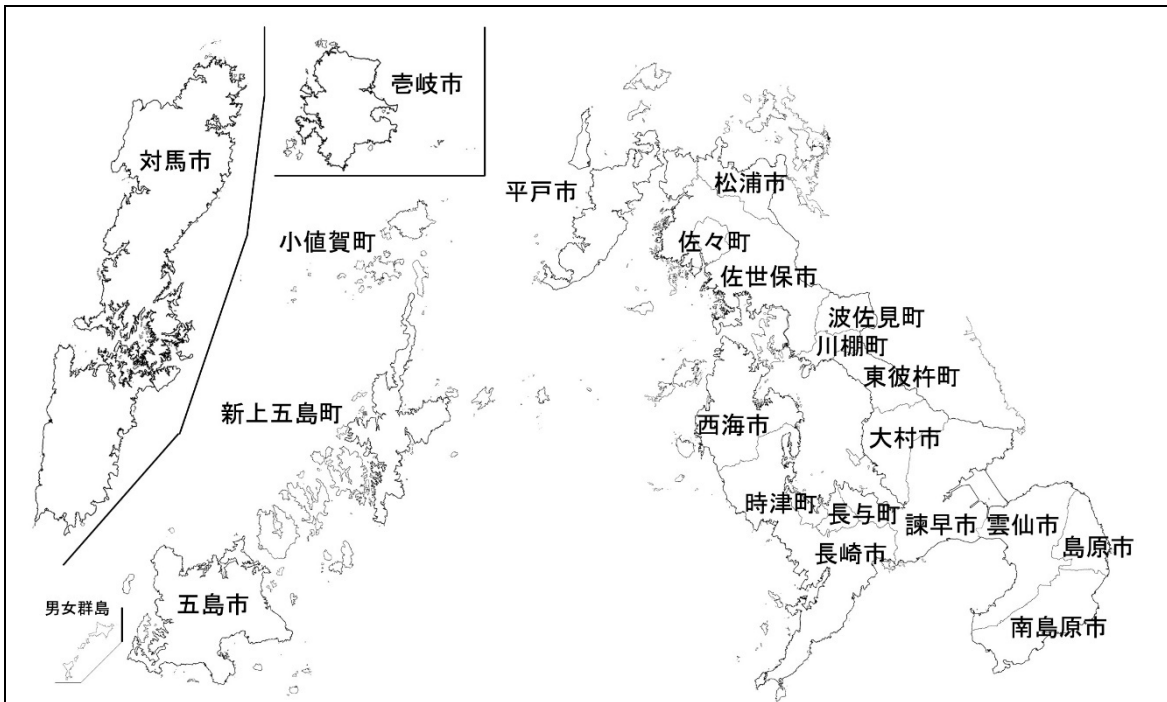
（1）促進区域

設定する区域は、令和5年9月30日時点における、長崎県内全市町（長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町）の行政区画とする。概ねの面積は、413,098ha（長崎県全面積）である。

本区域は、自然公園法に規定する雲仙天草国立公園の一部区域（雲仙地域）、西海国立公園の全区域、壱岐対馬国立公園の全区域、玄海国立公園の一部区域（北松浦地域）及び県立自然公園6区域（多良岳、野母半島、北松、大村湾、西彼杵半島、島原半島）、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区109区域、生物多様性の観点から重要度の高い湿地15区域、シギ・チドリ類渡来湿地である諫早湾、国内希少野生動物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等、長崎県未来につながる環境を守り育てる条例に規定する県自然環境保全地域15区域、及び環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落を含むものであるため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において環境保全のために配慮を行う事項を記載し、地方環境事務所、県自然環境部局と調整するとともに、上記のうち、鳥獣保護区特別保護地区、自然公園の特別保護地区及び第一種特別地域、長崎県自然環境保全地域の特別地区については、促進区域から除外する。（詳細は別紙1のとおり）

なお、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域については、本地域内には存在しない。

また、本県における港湾計画においては、港湾を中心とした土地の利用や交通体系の強化などが計画されており、当該港湾計画に関連した（重点）促進区域を設定するにあたっては同計画と調和して整合を図るものとする。



(2) 地域の特徴 (地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等)

地理的条件

本県は、九州の西北部に位置し、東は島原半島が突出し、有明海を隔てて熊本県、福岡県と相接し、南は長崎半島が天草灘に望み、西海上には五島列島が、西北海上には壱岐、対馬があり、朝鮮海峡のかなたに韓国を望んでいる。佐賀県と接しており、県域は、東西213 km、南北307 kmときわめて広い範囲にわたる。また、上海・大連・ソウル・釜山など東アジアの中心都市が本県を中心に1,000 km圏内に位置している。

総面積は、4,130.98 km² (令和2年10月1日時点) であり、70余りの島嶼が県土の45%を占めている。

地勢は平坦地に乏しく、いたるところに山岳、丘陵が起伏し、また沿岸は各所に半島や岬が突出し、海岸線の屈曲は甚だしくかつ変化が多く、これは本県的一大特色で、その延長は4,167 km (令和4年3月31日時点) におよび北海道に次ぎ全国第2位 (北方四島を除くと第1位) の長さを誇っている。

年平均気温は16℃、年間降水量は2,000ミリ前後で、多雨地域の雲仙、多良見、国見岳で2,600ミリ前後、少雨地域の対馬・五島列島北部で1,600ミリ前後となっている。

気温は、長崎県の海岸線が複雑でその延長が長いため、海洋の影響を受けやすく、九州の他県に比べ寒暖の変化が小さい傾向がある。

行政区域は13市4郡8町であり、人口は約130万人 (令和3年10月1日時点) である。

インフラの整備状況

インフラ整備状況としては、令和4年9月に、長崎駅（長崎市）と武雄温泉駅（佐賀県武雄市）を結ぶ約66kmの西九州新幹線が開業した。長崎市、諫早市、大村市は地域の交流拠点として、新幹線駅や駅周辺の整備が進められるなど、まちの佇まいが大きく変わり、100年に1度の大きな変革の時期を迎えている。また、通勤圏の拡大により、今後も新たな企業集積やにぎわいの創出が促進されるものと期待されている。

また、西九州自動車道 伊万里松浦道路の整備が順次進められており、2015年から2018年にかけて山代久原ICと松浦ICが開通した。これにより、佐賀県伊万里市から本県北部の松浦市、平戸市、佐々町、佐世保市を周回する高速道路が整備され、福岡県等と本県北部地域のアクセスが容易になり、観光やビジネス面での交流の活性化に繋がっている。

本県南部の南島原市深江町を起点として、諫早市貝津町の長崎自動車道諫早ICまでを結ぶ延長約50kmの高規格道路「島原道路」の整備も進められており、これまで、そのうち23kmが完成している（令和5年9月時点）。すべて開通すれば、半島の9割以上の地域が諫早市まで30分圏内となり、交流人口の拡大や、地域の主幹産業である観光の活性化に期待が寄せられている。

また、県内各地に国、県、市町により整備された工業団地を34箇所あり、うち現在分譲中のものが長崎市、佐世保市、大村市、松浦市、諫早市、西海市、雲仙市の計9箇所47.0ha（令和5年10月時点）存在する。

産業構造

本県の産業構造を県内総生産の構成比でみると、令和2年度は第1次産業2.4%（国 令和2年度1.0%）、第2次産業25.4%（同25.9%）、第3次産業72.0%（同73.1%）となっており、本県の産業構造は、国と比べ第2次産業と第3次産業の割合が低く、第1次産業の割合が高くなっている。

また、県内総生産の構成比を国内総生産の構成比で割って求めた特化係数（全国=1）でみると、全国を上回っているのは農林水産業（2.4）、鉱業（1.6）、建設業（1.4）などで、逆に下回っているものは情報通信業（0.6）、製造業（0.9）、金融・保険業（0.6）、卸売・小売業（0.8）などとなっており、全国に比べて農林水産業や建設業への依存度が高く、製造業、卸売・小売業が低くなっている。

～長崎地区（県の南西部に位置し、長崎市及びその北側に位置する西彼杵郡長与町、時津町からなる地域）～

長崎地区の基幹産業は、造船業と産業用機械製造業であり、長崎市にある大手造船所は、安政4年（1857年）徳川幕府によりわが国最初の艦船修理工場「長崎鎔鐵所」として設立されたのがその誕生であり、以来、今日に至るまで、高い技術力に裏打ちされたLNG、LPG船などの商船、艦艇、客船などの建造や、ボイラー・タービンに代表される火力・地熱発電プラントなどからなる産業用機械製造部門を事業の両輪として発展してきており、周辺には関連する工場や企業も多く集積している。

また、長崎市及び時津町にある大手重電メーカーでは、大型空調機器、大型低温機器、車両用空調装置、圧縮機等を製造しており、長崎市の大手重電メーカーでは、電動機の機構・構造設計・製造、制御ソフト設計などを行っているほか、周辺には関連する工場や企業も多

く集積している。

さらに、金融系企業の誘致・集積を図る「長崎金融バックオフィスセンター構想2020」により、長崎市中心部では外資系保険会社等の地方拠点や事務代行サービス大手企業の事務センターなど、多くの企業の事務拠点が立地している。

農業では、温州みかんや全国一の産出額を占めるびわなどの果樹の生産が盛んであり、水産業では、水揚げの拠点として新長崎漁港が立地し、多くの魚介類が集荷されている中、中国など東アジア向け鮮魚等の出荷も伸びている。漁港の背後地には水産加工団地や行政・大学の研究機関が立地し、生産・流通・加工・研究・教育にわたる水産基地が形成されている。

また、海外との交流の歴史から生まれた、旧グラバー住宅や端島炭坑(軍艦島)などの「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」と、大浦天主堂や外海の出津集落などの「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の2つの世界遺産を有し、さらに、世界・日本新三大夜景に認定された「長崎市の夜景」や、海外との交流によって生まれた出島などの歴史ある優れた観光資源に恵まれている。近年では、日本有数の海外クルーズ船の寄港地となっており、年間多くの入港数を数え、観光客の増加はもとより経済的な効果にも寄与しており、観光産業も基幹産業の1つとなっている。

～ 県央地区（県のほぼ中央部に位置し、諫早市・大村市からなる地域）～

県央地区の中核である諫早市では、昭和50年代に、総面積226ha（工場用地101ha）の全国でも有数の規模を誇る「諫早中核工業団地」が開発され、昭和60年に完成、半導体、電子機器、航空宇宙関連等の先端技術企業の進出が相次ぎ、平成4年に完売となっている。中でも立地している大手半導体企業においては、世界的に好調な半導体需要を背景に、新たな設備拡張を実施するなど、魅力ある雇用の創出や本県半導体産業のさらなる集積に弾みをつけている。

諫早市の中心部から南方約4kmに位置し、高規格道路「島原道路」栗面ICから約2kmと交通アクセスに優れた「南諫早産業団地」が令和5年度に完成し、既に半導体関連の大手企業の立地が決定している。

これらの動きにより、諫早市の従業者数、製造品出荷額等は、大幅な伸びを示し、製造品出荷額等は令和3年において県内第1位となるなど、県を代表する産業集積拠点として発展しており、今後、更なる成長も期待される。

また、大村市の「大村ハイテクパーク」は、大村インターチェンジまで2km、長崎空港まで7kmと交通アクセスが良好で、大手シリコンウェハーメーカーをはじめとして、半導体素子加工、石英ガラス製造等半導体関連企業や、液晶用フィルム製造、電子機器製造などの高度技術集積地となっている。さらに、この「大村ハイテクパーク」には、長崎県工業技術センター、公益財団法人長崎県産業振興財団、建設技術の支援センターとなる、公益財団法人長崎県建設技術研究センターおよび環境・保健衛生課題などの調査・研究に取り組む長崎県環境保健研究センターが立地し、ハード・ソフト両面から長崎県の技術高度化を支援している。一方、隣接する産業業務施設団地「オフィスパーク大村」には、自動車関連1次サプライヤーや半導体関連企業の立地が進んでいる。加えて近隣地に「第2大村ハイテクパーク」を整備し、平成31年4月から分譲開始している。

農業については、耕地面積、販売農家戸数、農業従事者数とも県全体の2割を占め、水

稲、麦、野菜、花き、みかん、肉用牛、茶など多様な農業が営まれており、また、国営諫早湾干拓事業で造成された広大な農地では大規模な環境保全型農業が行われている。林業については、多良山系の山々は林地生産力が高く、県内有数の木材生産地域となっている。水産業は、橘湾、大村湾、諫早湾において、カキ・アサリの養殖、小型底びき網漁業など海の特徴を活かした漁業が行われている。

～島原地区（県の南東部に位置する島原半島にある島原市、雲仙市、南島原市の3市からなる地域）～

島原地区は、農業産出額が県全体の4割を超える本県を代表する農業地帯であり、野菜や畜産をはじめ、果樹、花きなど、恵まれた気候・土壌条件を活かして、多様な産地が形成されている。また、特用林産物である菌床しいたけの生産も盛んである。

水産業は、有明海、橘湾と特性の異なる海域で、漁船漁業や養殖など様々な漁業が営まれており、特に、有明海における養殖ノリ、ワカメの生産量は、県全体の藻類養殖の約8割を占めている。

これらの豊富な農林水産物を活用して、本地域には、畜産加工品、水産加工品など、広く食料品製造業の立地が見られる。特に、約400年の歴史を誇り、厳選した小麦粉と雲仙山系の伏流水を使用して作られる島原手延そうめんは、市内に200件を超える事業所が集積しており、日本を代表する手延そうめんの産地となっている。

また、本地域内には、長崎地区に立地する大手造船所や大手重電メーカー関連の企業のほか、自動車関連メーカー、縫製業、精密機械部品加工等の企業立地が見られる。

～県北地区（県の北部に位置し、県内第2の都市である佐世保市を中心に、平戸市、松浦市、西海市、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町からなる地域）～

県北地域の基幹産業は造船業であり、佐世保市にある大手造船所は、旧佐世保海軍工廠の巨大な設備を継承して昭和21年に設立され、戦後の佐世保市を発展させる原動力となり、周辺には関連する工場や企業も多く集積している。また、西海市にある大手造船所は、炭鉱閉山後の活気あるまちづくりを目指して企業誘致を推進した結果、昭和48年に設立され、翌年に操業開始したものであり、同社は建造船種をバルクキャリア（ばら積み貨物船）に特化させている世界で唯一の造船所であり、高い造船技術と生産性により年間約40隻の連続建造を実現している。

佐世保市に整備された「佐世保テクノパーク」では、光ファイバ用石英ガラス等製造、産業用部品加工、FAシステムなど高度技術型の企業が立地し、「佐世保情報産業プラザ」には大規模なコールセンターや自動車関連情報サービス企業が入居している。また、「ウエストテクノ佐世保」では、優秀な人材確保を背景に自動車関連製造業の集積が見られる。さらに、佐世保市中心部にはIT関連コールセンターが立地するなど、事務系企業の立地も進んでいる。

東彼杵町は、運航条件に優れた海上空港である長崎空港に近く、長崎自動車道東そのぎICから約4kmの県営工業団地「東そのぎグリーンテクノパーク」が整備されており、自動車関連企業が集積しているほか、電子部品製造業や航空機関連部品製造業等の企業が立地している。

また、ICまで約2kmの「赤木工業団地」にも、自動車関連企業が立地している。

川棚町には、液晶ディスプレイの製造に不可欠な大型基板を製造する企業やハム等の食肉加工品を製造する食肉業国内最大手企業やその関連企業が立地している。

松浦市でも、火力発電所の立地や水産加工団地の整備が進むなど、産業集積に向けた取組を行っており、自動車関連企業のほか、一般機械器具製造業、水産加工業等の企業立地が進んでいる。

波佐見町は、西九州自動車道波佐見有田ICまでの距離が2kmの県営工業団地「波佐見テクノパーク」に、コンパクトデジタルカメラ及びデジタル一眼レフカメラの製造を行っている大手カメラメーカーが立地している。

また、県北地域には、製造業以外にも、日本遺産に認定された三川内焼や波佐見焼といった伝統的な陶磁器産業があり、近年注目を集めている。

農林業では、全国トップブランドである「西海みかん」のほか、肉用牛、養豚、茶、菌床しいたけの県内主要産地となっているなど、多様な農林産物が生産されており、水産業では、多様な水産資源に恵まれた県内有数の拠点地域であり、一本釣りや定置網などの沿岸漁業や全国で大きなシェアを占めるトラフグ養殖、東シナ海、西日本周辺海域等を漁場とする大中型まき網漁業などが盛んである。また、カキ類の養殖も盛んに行われている地域である。

～ 対馬・壱岐・五島地区（対馬市、壱岐市、五島市、新上五島町の3市1町からなる地域）
～

対馬・壱岐・五島地区付近の海域は、対馬暖流と沿岸水の混合などにより変化に富んだ好漁場を形成しているため、本地域では水産業が基幹産業となっており、豊富な水産資源を背景に、水産加工品の製造が盛んである。また、離島地域は、本土地域に比べ地理的に企業立地に不利な条件下にあるが、最近では、コールセンターやデータ入力センターなどの情報関連産業の立地がみられる。

壱岐地域は、麦焼酎発祥の地といわれており、島内に7つの蔵元がある。「壱岐焼酎」は、平成7年には地理的表示の産地指定を受け、世界の銘柄に仲間入りしている。平成30年度には2,189kLを出荷した。また、農業は、他地域に比べて割合が高く、農業産出額の過半を占める肉用牛が「壱岐牛」として地域団体商標にも登録されるなど子牛繁殖、肥育とともに重要な作目となっている。県内第2位の平野面積を誇る深江田原を中心とした水稻、麦、大豆などの土地利用型作物やアスパラガス、いちごなどの施設園芸農業、葉たばこなども盛んである。水産業では、イカ類、ブリ類、サワラ、クロマグロ、ウニなどが主要水産物で、クロマグロ、フグ、カキ、真珠などの養殖が盛んである。

五島地域は、海洋再生可能エネルギー導入の先進地域として、浮体式洋上風力発電の事業化及び潮流発電の実用化に向けた取組や、メンテナンスサービス等の関連産業の育成、発電施設を観光資源としたインフラツアーが推進されている。また、豊富な水産品を原料とする蒲鉾や干物等の水産加工品などの食料品製造業が大きな割合を占めている。また、伝統的な産品として、あご製品、五島手延うどん、かんころ餅、などの製造が盛んであり、特に、自生する約900万本の椿から採れる椿油を利用した化粧品やつばき酵母を用いた商品の開発も進んでいる。農業については、畑作中心の経営であり、肉用牛、養豚、葉たばこ、ブロッコリーなどの主幹作目に加え、中玉トマト、たかな、スナップエンドウなど多様な園芸品目の産地化を進めている。さらに、ワイン、焼酎、かんころ餅等の生産・加工・販売体制の

確立（6産業化）など、地域の特性を活かした農業の振興に取り組んでいる。水産業では、五島列島周辺の東シナ海・五島灘が西日本有数の好漁場となっており、古くから水産業が盛んである。海岸線は、リアス海岸で変化に富み、養殖の適地となっている。特に養殖クロマグロは全国一の生産量を誇り、本県の中でも県内生産量の3分の1を占める一大産地を形成している。また、世界遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」や日本遺産「国境の島 壱岐・対馬・五島 ～古代からの架け橋～」をはじめとする数多くの歴史・文化遺産に恵まれており、観光産業は基幹産業の一つとなっている。

対馬地域は、第1次産業が主要産業であり、水産業ではいか釣り漁業を中心に様々な漁業が営まれているほか、天然の入江に恵まれた浅茅湾や沿岸域ではクロマグロや真珠の養殖が営まれており、県内有数の生産地となっている。林業は、木材生産量が増加傾向にあり、製材用や合板用等への需要が拡大しており、島外への移出も行われている。また、高品質な原木しいたけも広く生産されている。農業では、水稻、肉用牛（繁殖）の基幹作目を中心に、アスパラガス、ミニトマトなどの施設園芸や対馬固有の在来種「対州そば」が栽培されている。

人口分布の状況（令和3年10月1日時点）

本県の約130万人の人口を市町別に見ると、県南西部に位置する長崎市が403,950人と最も多く、次いで県北部地域に位置する佐世保市の239,960人、県中部に位置する諫早市の132,997人、同じく県中部の大村市の95,939人、県南東部に位置する島原市の42,597人と続く。

本県を本土部と離島部で分けた場合、本土部人口が約119万人、離島部人口はそのおよそ10分の1にあたる約11万人である。

平成29年と比較すると、大村市が2,105人、佐々町が212人増加しており、それ以外の19市町において人口は減少している。また人口の減少率は離島地域において高い傾向がある。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

経済産業省「令和3年経済センサス」によると、当該地域は、製造業が従業者数の約12%、付加価値額の約15%、卸売・小売業が従業者数、付加価値額共に約20%、医療・福祉も従業者数、付加価値額ともに約20%を占める経済構造をなしている。

製造業においては高い金属加工技術等を伴った企業が集積していることを背景に、成長性の高い新事業への参入を後押しするとともに生産性改革を進め、質の高い雇用を創出する。

また、製造業における質の高い雇用の創出が、従業者数、付加価値額ともに約80%を占めるサービス産業等にも高い経済的波及効果をもたらすよう、地域外との取引で獲得した需要が雇用者の賃上げを通じて地域内で好循環する状況を目指す。

(2) 経済的効果の目標

- ・1件あたり平均3.3億円の付加価値を創出する地域経済牽引事業を50件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で1.3倍の波及効果を与え、促進区域で約215億円の付加価値を創出することを目指す。
- ・215億円は、促進区域の全産業付加価値(20,800億円)の約1.0%であり、地域経済に対するインパクトが大きい。
- ・また、KPIとして、地域経済牽引事業の新規事業件数を設定する。

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額	991,086 万円	3,140,428 万円	216.9%

(算定根拠)

- ・今後5年間で、製造業分野での地域経済牽引事業が40件、宿泊業、飲食サービス業分野での地域経済牽引事業が10件創出すると仮定。
- ・経済産業省「令和3年経済センサス」における産業分類毎の1事業所あたりの平均付加価値額をもとに、各分野の目標承認件数を乗じた額を積み上げて、基本計画終了後の付加価値創出額を算出。

○製造業(分野1,2,4,5) :

$$41,104(\text{万円}) \times 40(\text{件}) = 1,644,160(\text{万円})$$

○宿泊業、飲食サービス業(分野3) :

$$918(\text{万円}) \times 10(\text{件}) = 9,180(\text{万円})$$

$$1,644,160(\text{万円}) + 9,180(\text{万円}) = 1,653,340(\text{万円})$$

- ・長崎県「平成27年長崎県産業連関表」より、これらの地域経済牽引事業が促進区域で1.3倍の波及効果を与えると仮定した場合、

$$1,653,340(\text{万円}) \times 1.3 = 2,149,342(\text{万円})$$

【任意記載のKPI】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の 新規事業件数	29件	79件	172.4%

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本基本計画において、地域経済牽引事業とは以下の(1)～(3)の要件を全て満たす事業をいう。

(1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性の活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

事業計画期間を通じた地域経済事業による付加価値増加分が3,768万円(長崎県の1事業所あたり付加価値額(経済センサス-活動調査(令和3年))を上回ること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

事業計画期間を通じた地域経済事業により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

促進区域に所在する事業者間での取引額が開始年度比で4.7%増加すること。

促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で13.7%増加すること。

促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で4.5%増加すること。

促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で3.4%増加すること。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域(重点促進区域)を定める場合にあっては、その区域

東彼杵町

(1) 重点促進区域

重点促進区域は、以下の字の区域とする。

【重点促進区域1】東彼杵町三根郷椎ノ木、三根郷山本、三根郷ラーテキ

(概況及び公共施設等の整備状況)

本区域の概ねの面積は16ha程度であり、国立・国定公園及び鳥獣保護区、その他の環境保全上重要な地域は含まれていない。

本区域は、県営圃場整備事業で平成元年に整備された水田地帯であるが、付近には国道34号線や国道205号線、高速東そのぎIC入口が整備されており良好なアクセスと交通インフラが充実している地域であり、2級河川彼杵川の近隣に位置しており、豊富な地下水が期待できることから製造業を中心に企業の投資促進が期待される区域である。

(関連計画における記載等)

本区域は都市計画区域内であるが、市街化調整区域に該当しない。

全域が農業振興地域内の農用地区域内であるが、東彼杵町農業振興地域整備計画では、「本地域は、町の工業団地や東彼杵インターチェンジが設置されて、今後、企業の進出や宅地化も予想されるが、町民の就業機会の確保と農業振興の両面により、長期的展望の中で優良農地の確保を図り、有効な土地利用を推進する。」との記述があり、東彼杵町における農業の担い手の減少や若者の就業による転出に歯止めがかからない現状からすると、重点促区域の設定については、これら計画の方針と調和したものである。

【重点促進区域2】東彼杵町彼杵宿郷鰻田、彼杵宿郷上舞山、彼杵宿郷舞山

(概況及び公共施設等の整備状況)

本区域の概ねの面積は12ha程度であり、国立・国定公園及び鳥獣保護区、その他の環境保全上重要な地域は含まれていない。

本区域は、東彼杵町から大村市までを結ぶ大村東彼杵広域農道(大村湾グリーンロード)沿いに位置し、高速東そのぎICへも近く、良好なアクセスと交通インフラが充実している地域である。また、町営赤木工業団地に隣接しており、県営東そのぎグリーンテクノパークにも近いこと、相互連携、波及効果による更なる企業の投資促進が期待される区域である。

(関連計画における記載等)

本区域は都市計画区域内であるが、市街化調整区域に該当しない。

全域が農業振興地域内の農用地区域内であるが、東彼杵町農業振興地域整備計画では、「本地域は、町の工業団地や東彼杵インターチェンジが設置されて、今後、企業の進出や宅地化も予想されるが、町民の就業機会の確保と農業振興の両面により、長期的展望の中で優良農地の確保を図り、有効な土地利用を推進する。」との記述があり、本地域における担い手の減少や若者の就業による転出に歯止めがかからない現状からすると、重点促区域の設定については、これら計画の方針と調和したものである。

(地図)別添1のとおり

(2)重点促進区域を設定した理由

東彼杵町内には、遊休地はなく、平成6年に県営東そのぎグリーンテクノパーク(約16ha)、平成7年に町営赤木工業団地(約3ha)を造成、企業誘致を進めた結果、現在は空きがない状況となっている。そのため以下の2地区について重点促進区域を設定する。

【重点促進区域1】東彼杵町三根郷椎ノ木、三根郷山本、三根郷ヲーテキ

県営圃場整備事業で平成元年に整備された水田地帯であり農業振興地域農用地が設定されている、区域面積が約16haと広大であり、国道34号や国道205号に隣接し、高速東そのぎIC入口が交わる江頭交差点まで約800m、長崎空港まで約21km(約30分)と長崎県の中でも最も各方面への交通アクセスにすぐれた場所であることや水資源が豊富である可能性があり、大量の水資源を要する半導体関連産業などの進出が期待できることから、地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

【重点促進区域2】東彼杵町彼杵宿郷鰻田、彼杵宿郷上舞山、彼杵宿郷舞山

重点促進区域1より山間部に位置しているが、隣接している広域農道が町道大野高原線を経由し国道34号と接続していることから、高速東そのぎICまでのアクセスも良く、重点促進区域1同様各方面への交通アクセスにすぐれた場所である。また、町営赤木工業団地に隣接しており、県営東そのぎグリーンテクノパークにも近いため、相互連携、波及効果による更なる企業の投資促進が期待できることから、地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

(3)重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域

別添2「工場立地特例対象区域一覧表」のとおり

雲仙市

(1)重点促進区域

重点促進区域は、以下の大字及び字の区域とする。

【重点促進区域3】雲仙市瑞穂町古部乙(雲仙市瑞穂産業導入地区)

【重点促進区域4】雲仙市千々石町甲(雲仙市千々石産業導入地区)

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は、以下のとおりである。

なお、いずれの重点促進区域もインフラの整備は行っていないが、今後企業の立地に合わせて必要最小限のインフラ整備を行うこととする。

雲仙市瑞穂産業導入地区 約6.2ha(うち第1種農地 約2.9ha)

雲仙市千々石産業導入地区 約4.5ha(うち第1種農地 約3.7ha)

雲仙市瑞穂産業導入地区は、既に約3haに工場等の立地が進んでおり、食品製造業、電子部品製造業等が進出している。未進出の約3haについては、現在農地として活用されている。

雲仙市千々石産業導入地区は、工場等の立地は行っていないが、今後工場等が立地できる土地として、整備を行うことができないか検討する。

2区域は、長崎空港から約34～37km、諫早駅及び諫早インターチェンジから約20kmの位置にある。また、佐賀県方面に通じる諫早湾干拓堤防道路を利用すると、佐賀県鹿島市まで1時間足らずの距離にある。

なお、いずれの重点促進区域も、国立・国定公園及び鳥獣保護区、その他の環境保全上重要な地域は含まれていない。

(関連計画における記載等)

長崎県土地利用基本計画書

雲仙市瑞穂産業導入地区については、全域(約6.2ha)が農業地域に該当するが、農用地区域は含まれていない。

雲仙市千々石産業導入地区は、全域(約4.5ha)が都市地域と農業地域が重複する地域に該当するが、農用地区域は含まれていない。

雲仙市都市計画マスタープラン

雲仙市瑞穂産業導入地区については、都市計画区域には該当しない。

雲仙市千々石産業導入地区については、都市計画区域(市街化調整区域外)に該当する。雲仙市都市計画マスタープランにおいて、「千々石の企業立地促進法における適地については、雇用促進に向けた企業誘致を積極的に推進するとともに、需要に応じて都市基盤の整備を図ります」と記載されている。

雲仙農業振興地域整備計画

いずれの重点促進区域も農用地区域は含まれていない。

(地図)別添3の通り

(2)重点促進区域を設定した理由

雲仙市内には、遊休地はなく、既存の工業団地が3箇所(多比良港工業団地、吾妻町下工業団地、吾妻工業団地)があるが、吾妻町下工業団地及び吾妻工業団地については、企

業への売却が完了しており、多比良港工業団地(約6.3ha)を残すのみとなっている。そのため、以下の2地区について重点促進区域に設定するが、多比良港工業団地の活用を優先させることとする。

【重点促進区域3】雲仙市瑞穂産業導入地区

この区域は、産業振興地域として昭和46年に指定された、約6.2haの土地である。既に区域の約50%(約3.2ha)には企業が進出しており、半導体関連産業の立地が著しい熊本県の長洲港とフェリーで結ばれる多比良港から約9.7kmの距離にあることから、残り約3haについても地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

【重点促進区域4】雲仙市千々石産業導入地区

この区域は、産業振興地域として、昭和49年に指定された、約4.5haの土地である。当該区域は水資源が豊富である可能性があり、大量の水資源を要する半導体関連産業の立地が見込まれることから、地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

(3) 重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域
該当なし

諫早市

(1) 重点促進区域

重点促進区域は、以下の大字及び字の区域とする。

【重点促進区域5】諫早市平山町及び小ヶ倉町(諫早市南諫早産業導入地区)

(概況及び公共施設等の整備状況)

概ねの面積は、以下のとおりである。

なお、重点促進区域についてはインフラの整備は行っていないが、令和6年度からインフラ整備を行うこととする。

諫早市南諫早産業導入地区 約26.2ha

諫早市南諫早産業導入地区は、北側に整備した南諫早産業団地(約37ha)の隣接地であり、南諫早産業団地には大手半導体関連企業の進出が決定し工場等の立地が進んでおり、更なる、企業進出を図るため、整備を行うこととした。

区域は、長崎空港から約25km、諫早駅から約6km、諫早インターチェンジから約8kmの位置にある。また、長崎自動車道に直結している高規格道路「島原道路」栗面イ

ンターチェンジから約2 kmにある。

なお、当該重点促進区域には、自然公園法に規定する国立・国定公園区域、また、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区は含まれておらず、その他の環境保全上重要な地域は含まれていない。

(関連計画における記載等)

長崎県土地利用基本計画書

諫早市南諫早産業導入地区については、県央地域に該当しており、陸・空の交通の要衝であり、産業の集積と多くの交流人口がある地域である。また、比較的平野部が多く、豊かな自然環境と田園環境を有する地域でもある。ここで、「優れた交通条件を活かした新たな産業と生活拠点の創造」を県央地域全体のまちづくりの目標とし、諫早市を中心として、これに即したまちづくりを展開すると記載されている。また、諫早市西部地区に該当する当該地区を先端技術産業の拠点として位置づける。との記載がされている。

諫早市都市計画マスタープラン

諫早市南諫早産業導入地区については、市街化調整区域に全域が該当する。

同地区内には、農用地区域は存在しない。同地区は、諫早市都市計画マスタープランにおいて、小栗・小野地域に該当し、「南諫早産業団地の整備を契機として、新たな産業団地の形成を進めます。」記載されている。

(地図) 別添 4 の通り

(2) 重点促進区域を設定した理由

諫早市内には、遊休地はなく、既存の工業団地が6箇所(諫早貝津工場団地、山の手工業団地、諫早中核工業団地、諫早流通産業団地、西諫早産業団地、南諫早産業団地)があるが、全団地について、企業への売却完了及び売却予定としており、今後、進出可能な団地がない状況となっている。

【重点促進区域 5】諫早市南諫早産業導入地区

この区域は、市街化調整区域として、昭和46年に指定された、約26.2haの土地である。北側に南諫早産業団地を造成しており、同団地については、半導体関連企業の進出が決定しており、今後も半導体関連産業の立地を行うため、地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

(3) 重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域
該当なし

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

本県の造船関連産業等の集積を活用した成長ものづくり分野

本県のアジ、ばれいしょ等の農林水産資源を活用した食品関連産業分野

本県の世界遺産等の観光資源を活用した観光・スポーツ・文化・まちづくり関連分野

本県の造船関連技術等の蓄積を活用した環境・エネルギー関連分野

本県の電子部品・デバイス・電子回路製造業やソフトウェア開発関連産業等の集積を活用したデジタル関連分野

(2) 選定の理由

本県の造船関連産業等の集積を活用した成長ものづくり分野

本県においては、製造業の中でも特に、輸送用機械器具製造業（造船、自動車、航空宇宙関連等）、はん用機械器具製造業（ボイラー、タービン等の原動機製造等）、電子部品・デバイス・電子回路製造業（シリコンウェハー、半導体素子、石英ガラス製造等）が集積している。

令和3年の経済センサスによると、輸送用機械器具製造業については、事業所数では356で本県製造業全体における構成比は約10%であるが、付加価値額構成比は製造業全体の約20%を占める。

はん用機械器具製造業については、事業所数108、構成比は3%であるが、付加価値額構成比は約11%、事業所あたり労働生産性（付加価値額÷事業所数）は全国で5位となっており、本県における主要な製造業である。

（なお本県の主要な製造業として、事業所構成比約31%、付加価値額構成比約18%である食料品製造業をあげることができるが、別区分で整理する。）

今後の成長性としては、輸送用機械器具製造業分野では、造船分野においては高付加価値船、燃料電池などの次世代技術を活用した船種の建造など、新たな技術や市場へ向けた取り組みが進められており、自動車関連では、電気自動車などの次世代自動車関連の立地や参入に向けた動きも出てきている。

コロナ禍で一時的に需要が激減したものの、中長期的には今後も需要が堅調で有望市場と期待される航空宇宙関連産業では、高度な加工技術と経験を有する域内企業が中心となったクラスター構築により、大手メーカーからの一貫受注体制を構築し、県内企業の新規参入を促している。

はん用機械器具製造業においては、蓄積した大物金属加工、機械加工等の技術力を活かし、海洋再生可能エネルギー分野等本県の地勢的ポテンシャルを生かした有望分野への取組が進められているが、その他広くプラント建造、メンテナンス分野において競争力を有する企業が集積しており、火力プラントの遠隔監視を実施し、ボイラー部品の製造・交換・定期メンテを請け負う事業を全国に拡大している企業もある。

電子部品・デバイス・電子回路製造業が主に取り扱っている半導体分野は現在世界的に需要拡大傾向が続いている有望分野であり、県内には世界で高いシェアを占める製品を製造している企業もある。これら域内に蓄積された技術力を武器として、半導体装置関連産業も含めた更なる成長を見込むことができる。

これらの産業集積を活用し、県としてはこれまで、ものづくり分野への支援として、地域経済を牽引している中堅企業への支援を重点的に支援することで県内の他企業への波及を目指す施策や、グループ組成によってサプライチェーン構築を目的とした施策等を展開してきたが、あわせて産業分野を絞り込んだ集中的支援により地域経済の更なる成長を促していく。

本県のアジ、ばれいしょ等の農林水産資源を活用した食品関連産業分野

本県は広大な大陸棚を有する東シナ海及び東シナ海と日本海をつなぐ対馬海峡に面し、数多くの島嶼、半島で形成され、海岸地形は複雑である。海岸線の総延長は、全国の11.7%にあたる4,167kmで、北海道に次ぎ全国第2位(北方領土4島を除くと全国第1位)であることや、海岸沿いの温暖な気候などの地域の特性を背景に、豊富な農林水産資源に恵まれている。

まず、水産物については、長崎県「令和5年長崎県水産業の概要」によると、令和3年の海面漁業・養殖業生産量は、全国(416万トン)の6.5%にあたる27万1千トンで、全国3位である。特に、あじ類、いさき、かたくちいわし、あなご類、さざえ、たちうお、たい類、養殖ふぐ類、養殖くろまぐろの生産量は全国1位(各49,281t、1,032t、25,337t、511t、817t、1,293t、4,096t、1,038t、1,495t)である。また、令和2年の水産加工品生産額は、403億円(冷凍水産物を除くと、312億円)で、水産加工品の中でも、水産缶詰・瓶詰製造業に関しては、全国第7位。冷凍水産物製造業は全国第14位となっている。

農産物については、令和3年野菜生産出荷統計・果樹生産出荷統計では、びわの出荷量が全国1位(772t)であるほか、ばれいしょが全国3位(71,400t)、アスパラガス、レタス、たまねぎが全国4位(各1,760t、31,700t、29,500t)、にんじん、かぼちゃ、そらまめ、いちご、みかんが全国5位(各30,400t、4,170t、342t、10,300t、45,800t)である。

さらに、地域内には豊かな食材、食文化を活用した食料品製造業が集積(経済産業省「令和3年経済センサス」によると、製造業における事業所構成比約31%、従業者構成比25%、付加価値額構成比約18%)しており、独自の技術等により、干物、練り物等の水産加工品、手延べうどん・そうめん、地域の産品を活用した各種の菓子など、地域それぞれに特色のある産品が生まれている。

また、平成25年には、ユネスコの世界無形文化遺産に「和食」が登録され、近年でも我が国の食が世界的に注目を集める中、農林水産省「2022年の農林水産物・食品の輸出実績」によると、令和4年には1兆4,140億円と、5年間で5割以上増加するなど、農林水産物の海外への輸出額が順調に伸びており、県内においてもポテンシャルを生かした質の高い農林水産物の海外輸出の取組が進められている。

農林産物の分野では香港への畜産物、ほうれんそう、みかん、いちご、お茶、米国・ハワイへの花き、長崎和牛、シンガポールへのびわ等の輸出、水産物の分野では、北米、東・東南アジアへの活鮮魚を主体とした輸出の取組が進められており、更なる市場獲得の可能性を十分に有する分野である。

これらを支援するため、水産分野では漁業者の経営力強化や養殖業の成長

産業化による安定した供給体制づくりの推進、高度衛生管理対策や国内外・県内外における流通・輸送ルートの構築、県総合水産試験場等と域内企業による官民連携した研究開発体制の整備等に取り組んでいる。農林分野では農業者と食品事業者、販売事業者とのマッチングによる商品開発等の農商工連携促進、「長崎フェア」開催等県産農産物のPR強化に取り組んでいる。

また、令和3年4月には、長崎県工業技術センター内に、食品開発支援センターを開設し、県産農作物等を原材料とした加工食品の高付加価値化を支援している。

一方で、我が国の最西端に位置する本県の地理的特徴により特に国内向け輸送コストがハンディキャップとなっており、事業者が品質の高さによる付加価値を十分に回収できない状況が課題となっており、物流コストという課題克服のための運輸分野を含めた新たな取組は本地域がそのポテンシャルを活用するために非常に重要である。

そのため、壱岐、対馬、五島の大型離島地域ではそれぞれ地域商社が設立され、県を含む官民が連携して製品の集約と国内販路の開拓を進めている。

今後も国内外の食への多様なニーズを捉え、豊富な農林水産資源と技術を活かした取組を進め、農林水産関連産業とそれらを活用した食品関連産業の振興を図っていく。

本県の世界遺産等の観光資源を活用した観光・スポーツ・文化・まちづくり関連分野

本県には、自然、温泉、まち並み、歴史、文化、食、イベント、平和、テーマパーク、アクティビティと豊富な観光資源がある。

例えば、自然に関しては、九十九島、島原半島ジオパーク、長崎市の夜景等の景勝地、特色のある離島群があり、温泉に関しては、雲仙・小浜等の温泉街、まち並み・歴史に関しては、唐人屋敷跡・長崎新地中華街・南山手地区・雲仙市国見町の神代小路地区等多様な歴史文化が育んだ史跡等を含む独特のまち並みや、壱岐の弥生・古墳遺跡がある。文化についても、約400年続く長崎くんちや朝鮮通信使行列等の伝統行事があり、食に関しては、江戸期において西洋、東洋との交流の中で育まれた特有の食、麦焼酎の発祥である壱岐焼酎、新鮮な魚介類がある。平和に関しては、原爆遺構等の平和関連史跡、テーマパークに関しては、ハウステンボス等、アクティビティに関しては、豊かな自然を活用したマリンスポーツや釣り・登山など、域内全域に多種多様かつ豊富な観光資源が広がっており、国内外問わず多くの観光客を呼び込むポテンシャルを有している。

これらに加え、平成27年には、「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」が、平成30年は「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」が世界遺産に登録をされたことや、外国人宿泊客数・クルーズ客船入港隻数の好調を背景に、これらの魅力を求めて、本地域は国内外から令和元年まで約3,000万人を超える観光客が訪れており、観光産業が基幹産業のひとつとなっている(平成30年には、3,550万人で過去最高を記録)。

また、新幹線開業(前掲)や、それに付随した再開発等の大型プロジェクトが進行しており、これらを契機として、ハイグレードなホテルが県内各地で順次開業するなど、富裕層の増加も期待されており、長崎県は100年に一度ともいえる大きな変化

の時期を迎えている。これらの「まちの変化」を最大限に生かして観光消費の拡大に結び付けていくためにも、県内各地域において、地域住民が主体となって取り組む魅力ある観光まちづくりの推進、「食」のサービス提供の充実と発信や観光情報の訴求力向上、高付加価値化に取り組む観光事業者への支援、環境変化や市場動向を踏まえたインバウンド観光の推進により、観光消費額拡大に繋がる国内外からの富裕層の取り込みやこれらビジネスの機会を捉えた新たなサービスの創出、ブランド力向上及び観光産業の活性化・高度化を図る。

本県の造船関連技術等の蓄積を活用した環境・エネルギー関連分野

本地域は海岸線の長さにおいて日本で2位（前述）、海域面積は九州全体の面積に匹敵するといわれており、加えて大村湾などの閉鎖性海域、五島市久賀島沖等潮流の速い瀬戸等、多様な海況にも恵まれている。このことから風力・潮流発電などの海洋エネルギーの導入ポテンシャルが高く、五島市沖には世界初ハイブリット・スパー型の浮体式洋上風力発電等が展開しているほか、令和元年には「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」（再エネ海域利用法）において長崎県五島市沖が全国で第1号となる「促進区域」に指定されている。また、令和4年には西海市江の島沖が県内2例目となる「促進区域」に指定されるなど、長崎県内海域が海洋エネルギーの先進地として全国に注目されている。洋上風力等で再エネを創りだし、県内企業が活用する、地産地消「再エネ先進県」を目指すとともに、魅力ある再エネ電源を活用し、大企業などの誘致などにも取り組んでいく。

また、明治期の官営長崎造船所に端を発する造船産業を基幹産業として長年培われてきた大型機械加工や溶接技術などの蓄積を生かし、洋上風力発電事業の製造や、建設後のメンテナンス分野においては参入に向けた取組が活発化している。更なる技術開発や専門人材育成などにより、海洋エネルギー関連産業に関する様々な分野への参入を促進し、県内企業の受注獲得・取引拡大に繋がるよう、アンカー企業の創出やサプライチェーンの構築を進めている。

この他、離島地区においては、バイオマス発電や水素等の再生可能エネルギーを活用した電力供給システムの構築へ向けた取組が、長崎地域では下水汚泥に水熱処理技術を用いて、減量化・燃料化・肥料化などのゼロ・エミッション技術の構築に向けた取組が、また島原地域では温泉熱を活用した電力供給システム構築へ向けた取組がなされるなど、環境エネルギーは離島・半島地域が多い本地域の特性に対する課題解決へ向けた重要な手段であり、多様な主体により関連する取組が進められることが期待される。

県としては、今後、関係分野の集積・振興のため、県内企業を牽引し、国内外からの受注獲得を担う中核企業の育成など、産学官が連携した取組等を後押ししていく。

本県の電子部品・デバイス・電子回路製造業やソフトウェア開発関連産業等の集積を活用したデジタル関連分野

本県には、半導体を含む電子部品・デバイス・電子回路製造業について、世界でも大きなシェアを占める企業が複数存在するなど、関係分野に強いポテンシャルを有している。

電子部品・デバイス・電子回路製造業については、令和4年経済構造実態調査によると、事業所数は15で構成比1%であるが、製造品出荷額の構成比は約20%、付加価値額の構成比は約30%であり、1事業所あたりの付加価値額は全国で2位と競争力のある企業が集積している。

民間調査機関のデータによると、国内のDX関連市場は2022年度見込みの2.7兆円から2030年度には6.5兆円に成長するとの予測もある(株)富士キメラ総研)なか、域内の電子部品・デバイス・電子回路製造業の集積はもとより、輸送用機械器具製造業やはん用機械器具製造業等においても、IoT技術を活用したFA(ファクトリーオートメーション)によるスマートファクトリー化や、環境変化への対応強化、技能継承/人材不足対策、脱炭素化への取り組みを軸にデジタル化が進んでおり、多くの関連市場が域内にも既にあるといえる。

また、デジタル化の進展と広がりに伴い、情報セキュリティ分野においても今後市場が拡大していくといわれている他、サービス産業の分野においても、BPO(ビジネス・プロセス・アウトソーシング)、テレワーク等の企業活動や働き方の変化を受けた事業所向けの新たなサービス展開や、少子化・高齢化等の社会情勢の変化を受けたヘルスケアや介護、子育て、教育等分野における新たなビジネスの創出が期待されている。

域内には組込システムを含むソフトウェア開発、FAを含むロボット装置製造関連企業が10社程度存在しており、今後域内外の需要の伸びを受け、更なる成長が期待される。また当該企業群の成長が他の産業の生産性を向上させるような、相乗効果を生み出すよう促していく必要がある。

当該分野に関しては、県としてもAI・IoTやデジタル技術を用いた効率化・生産性向上、新製品・新サービスの開発や、高付加価値化へ向けた支援に取り組むなど、関連分野の育成・支援に注力していくほか、平成28年度に国内で初めて情報セキュリティ学科を新設し、令和5年度に情報セキュリティ産学共同研究センターを開設した長崎県立大学や、令和2年度に情報データ科学部を新設した長崎大学等とも連携し、高度情報技術人材の育成を図るなど、関連分野の成長のための環境を整えていく。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

地域の特性を生かして、成長ものづくり分野ほか本計画に記載の4分野を支援していくためには、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本地域にしかない強みを創出する。

(2) 制度の整備に関する事項

不動産取得税、固定資産税の減免措置の創設

活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課した上で、県においては不動産取得税及び固定資産税、市町においては固定資産税の減免措置に関する条例を制定済み。

地方創生関係施策

令和6年度から令和10年度の基本計画の計画期間内において、デジタル田園都市国家構想交付金を活用し、成長ものづくり分野、食品関連産業分野、観光・スポーツ・文化・まちづくり関連分野、デジタル分野の航空機関連産業等において、設備投資支援等による事業環境の整備や、販路開拓の強化等を実施する予定。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備(公共データの民間公開に関する事項等)

長崎県統計課のホームページにおける各種統計情報の提供

国が実施する各種統計データや県において実施する景気動向指数や鉱工業生産指数等のデータについて公開している。

公設試験研究機関が有する研究情報、技術情報の情報提供

地域企業の技術力向上のために、公設試験研究機関が保有している公開情報について、Webサイト上で公開するほか、各種セミナーや成果報告会等を通じ、保有している情報を提供している。

産業・雇用施策活用推進センターによる各種支援情報等の周知

事業者が活用できる補助金等の各種支援情報を、県内企業等含め約1,400者に対し、県産業労働部メールマガジンとして毎週配信を実施。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

県産業労働部内に、事業者の抱える課題解決のための相談窓口である産業・雇用施策活用推進センターを設置している。また、事業環境整備の提案を受けた場合の対応については、庁内関係部局、市町村と情報共有したうえで対応することとする。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

事業開始後の支援継続

地域経済牽引事業の促進の目的は、単に地域において工場進出や設備投資が行われることではなく、継続的に地域経済牽引事業が実施されることにより、他の事業者等を含めて地域に波及効果をもたらされることであるため、既存企業や新規誘致企業を問わず、事業期間中は継続的なフォローアップを実施し、新たな必要や課題への迅速な対応に取り組む。

事業承継支援

地域経済牽引事業の継続的な実施にあたっては、地域経済牽引事業の直接の実施主体である中核企業のみならず、取引先や関連企業が安定して事業継続することも不可欠である。後継者不足等の理由によって、これらの企業の事業継続が困難になることがないよう、長崎県事業承継・引継ぎ支援センターと連携し、承継・事業再編の重要性やそれらに対する支援等について周知を行う。

技術支援等

地域経済牽引事業の促進にあたっては、地域の企業の技術力の向上等により競争力の

向上や新分野への進出を促進することが重要であるが、比較的事業規模の小さい事業者にとって、単独での新たな技術開発はリスクが大きく、躊躇するおそれもある。このため、国の施策を活用しながら、中小企業・小規模事業者が大学・公設試等の研究機関等と連携して行う研究開発や販路開拓を支援していく。

スタートアップへの支援

地域において経済成長の原動力となるイノベーションを生み出すため、交流拠点C O - D E J I M Aを中心にスタートアップの創出や誘致等に取り組み、スタートアップの集積を図っている。資金調達の支援のために、スタートアップと投資家とのマッチングイベントを開催するなどの取組も実施している。

地域における重要産業のサプライチェーンの構築・強靱化の支援

県内サプライチェーンの育成・強化のために、高い付加価値を創出する成長分野(半導体、航空機、ロボット(産業用機械)、造船・プラント、医療)における企業間連携を伴う事業拡大、生産性向上への取組を支援している。

人材確保に向けた支援

少子高齢化が深刻化し、労働力人口が減少する中、人材育成のみならず、地域経済を牽引する事業者が必要とする人材(女性、若者、兼業・副業人材、外国人材等)の確保と定着に取り組むことが重要である。県では、誰もが働きやすい職場づくり実践企業認証制度(略称:Nぴか)の取得促進や、男性の育休取得に課題を抱える企業へのアドバイザー派遣を実施している。また、地元新聞社が発行する県内就職情報誌「NR」への記事掲載などにより県内企業の認知度向上や魅力発信を実施している。外国人材については、県内企業の受入を促進するために、東南アジアの送出期間との調整・協議、受入促進セミナーの開催、技能実習生への日本語教育に対する補助などを実施している。

産業用地の確保に向けた支援

新たな基幹産業の創出や産業転換を図るためには、県内企業を牽引し、経済波及効果が期待できる企業の誘致が必要であり、企業の投資判断のスピードに対応し、迅速な用地の確保を実現していくことが重要である。県としては、市町が取り組む工業団地の整備の支援や、市町が行う活用可能な水源確保に向けた調査を支援している。

賃上げ促進支援

賃上げを促進するためには、労務費、原材料費、エネルギー価格等の上昇分をサプライチェーン全体で適切に転嫁できる環境整備等を通じていくことが重要である。県では、令和5年6月に国、県内経済・労働団体13者と、価格転嫁の円滑化に関する協定を締結し、パートナーシップ構築宣言企業の増加を目的に、積極的な周知や、県補助金における加算措置等のインセンティブを付与するなど取り組んでいる。

G Xの促進支援

2050年カーボンニュートラルの実現のためには産業部門の構造転換が見込まれて

いる。グリーン成長戦略において成長が期待されている分野にも指定されている半導体、航空機、造船（船舶）などといったグリーン関連技術の研究開発の支援を実施している。

DXの促進支援

労働力需給の逼迫が見込まれる中、デジタル技術の成否が企業・産業の競争力に直結することを踏まえ、生産性向上や新事業展開の切り札となるDXの地域への着実な実装を推進していくことが重要である。経営層や現場リーダー層を対象としたDXの意識醸成を図るためのセミナーや、DXに関する相談窓口を設置するとともに、中小企業のIT関連の人材育成にかかる経費や、それに伴うIT機器の導入経費に対する補助支援なども実施している。

(6) 実施スケジュール

取組事項	令和5年度	令和6年度・・・	令和10年度 (最終年度)
【制度の整備】			
不動産取得税、固定資産税の減免措置の創設	制定済み	運用	運用
地方創生関係施策	1月 申請 (一部実施中)	実施	実施
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
長崎県統計課のホームページにおける各種統計情報の提供	実施中	運用	運用
公設試験研究機関が有する研究情報、技術情報の情報提供	実施中	運用	運用
産業・雇用施策活用推進センターによる各種支援情報等の周知	実施中	運用	運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
相談窓口の設置	設置済み	運用	運用
【その他】			
事業開始後の支援継続	実施中	運用	運用
事業承継支援	実施中	運用	運用
技術支援等	実施中	運用	運用
スタートアップへの支援	実施中	運用（予定）	運用（予定）

地域における重要産業のサプライチェーンの構築・強靱化の支援	実施中	運用（予定）	運用（予定）
人材確保に向けた支援	実施中	運用（予定）	運用（予定）
産業用地の確保に向けた支援	実施中	運用（予定）	運用（予定）
賃上げ促進支援	実施中	運用	運用
G Xの促進支援	実施中	運用（予定）	運用（予定）
D Xの促進支援	実施中	運用（予定）	運用（予定）

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

本県の産業振興及び地域課題解決のためには、産学官による一層の連携が必要である。そのため、それぞれが有する資源や機能等の効果的な活用を図り、長崎県の地方創生の実現と将来にわたる長崎県の持続的な発展に寄与することを目的として、県と公益財団法人長崎県産業振興財団、国立大学法人長崎大学で長崎オープンイノベーション拠点を設置したところである。

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、長崎オープンイノベーション拠点の取組も踏まえ、支援機関の連携を密にし、支援の効果を最大限発揮するよう取組む。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

公益財団法人長崎県産業振興財団

長崎県の地域経済の活性化と雇用拡大のため、県外企業への発注開拓訪問や各種商談会の開催、展示会への出展等を通じ、県内地場企業の新規取引拡大の支援を行っているほか、県内中小企業の生産性向上や業務効率化を図るため、生産管理、受注管理等に関するIT活用の支援や、成長志向企業等への支援を行っている。

また、県内産業の様々なニーズに基づいた研究開発や事業化研究等を支援するとともに、新産業創出につながる産学官のプロジェクト研究の推進などにより、県内企業を総合的に支援している。

県外企業の誘致による雇用創出や県民所得の向上など、現場第一主義で様々な施策に取り組んでいる。

工業系公設試験研究機関

本県の産業振興を目的に、設備開放、人材育成、技術支援、検査・分析、情報提供等の幅広い支援の事業を行っている。次の2つの工業系公設試験研究機関があり、企業の技術開発や検査・試験・解析の促進、企業の共同研究・共同受注の場作りなど、地域の製造業支援に不可欠な役割を果たしている。

- a. 工業技術センター（化学分析・材料強度試験など種々の試験分析、機械金属・機械性能・材料加工・分析・食品加工・デザイン技術分野などの多くの設備利用、研究会・技術セミナー等による情報提供を実施するなど、地域の事業者における研究拠点となっている。）
- b. 食品開発支援センター（企画・技術支援、技術開発、試験・研究設備の開放利用を通じて、県内の食品製造業者及び6次産業化事業者の製造する消費者向け加工食品や事業者向け加工食材の高付加価値化を支援している。）
- c. 窯業技術センター（無機分析、顕微鏡観察、デザイン支援を実施。地域の事業者向けに、試験・研究設備の開放利用を行うなど、地域における窯業・セラミックス分野の研究拠点となっている。）

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

（1）環境の保全

本県は、雲仙天草国立公園、西海国立公園や壱岐対馬国定公園、玄海国定公園及び島原半島県立公園をはじめとして、多様な地形や景観、四季の変化に富んだ美しく豊かな自然に恵まれており、学術上貴重な種を含む多様な動植物も生息している。

本基本計画の推進にあたっては、「海・山・人、未来につながる環境にやさしい長崎県」を将来に引き継いでいくために、長崎県環境基本計画の目指す4つの基本目標である、「脱炭素社会づくり」、「人と自然が共生する地域づくり」、「循環型社会づくり」、「安全・安心で快適な環境づくり」の実現に向けて取り組んでいく必要がある。

このため、地域経済牽引事業の実施にあたっては、大気環境、水環境、土壌・地盤環境の保全、騒音・振動・悪臭対策の推進、並びに希少種の保護や野生鳥獣等の管理対策、里地里山・里海の保全や温室効果ガスの排出抑制など、事業活動に伴い生じうる様々な対策について、各種関係法令等に基づき適切な規制・指導等を行うとともに、地域住民との良好な関係を構築するための取組を推進する。

また、国立公園・国定公園や、長崎県未来につながる環境を守り育てる条例に基づく希少野生動植物種の生息域を含む環境保全上重要な地域の一部又は全部を事業対象地域として含む地域経済牽引事業計画の承認に当たっては、国や県、市町の所管機関（国の地方環境事務所や県の自然環境課等）へ事前相談を実施するとともに、事業の実施に当たり、直接或いは間接的に影響を与えるおそれがある場合は、同機関と十分調整を図りつつ、専門家の指導・助言を踏まえて、それらの保全が図られるよう十分配慮する。

また、あわせて国、県、市町が定める各種計画等との調和の保持に十分に配慮する。

（2）安全な住民生活の保全

本県においては、平成17年に制定した「長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり条例」や、同条例に基づき策定した「第4次長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり行動計画（令和3年度～7年度）」により、行政、県民、事業者等が連携協力し、犯罪のない安全・安心まちづくりへ向け取組を進めている。

本基本計画に基づき、地域経済牽引事業を推進するにあたっては、犯罪や事故を防止

し、安全な住民生活の保全へ向けた環境づくりのために、下記のことを推進する。

犯罪の防止に配慮した道路等づくり

地域住民が、事業所及びその付近において、犯罪被害に遭わないようにするため、歩道や公園、駐車場への照明設備や防犯カメラの設置等を実施する。

犯罪の防止に配慮した住宅の普及

防犯に配慮した安心・安全な共同住宅の整備や防犯機器の普及啓発へ向けた取組等を進める。

犯罪の防止に配慮した商業施設等の環境整備促進

大規模商業施設等への防犯情報の提供、防犯対策の啓発や金融機関・深夜商業施設における防犯訓練及び防犯機能の向上、商店街振興組合等が行う街路灯、防犯カメラの設置支援、大規模商業施設に関する指針に基づく防犯環境整備等を進める。

学校等における児童等の安全確保のための取組の推進

学校等での防犯訓練の実施、教職員等に対する防犯教室等の推進、児童生徒に対する相談体制、学校安全体制の整備等を促進する。

通学路等における児童等の安全確保のための取組の推進

子ども110番の家の周知徹底と安全マップの作成・更新、通学路等におけるパトロール・見守り活動の推進、通学路等における児童等の安全確保の付近住民への要請、通学路や児童等が日常的に利用している公園、広場等の安全の確保を進める。

観光旅行者等の安全を確保するための取組の推進

観光業界へのインターネットによる犯罪発生状況や未然防止対策に関する情報提供、観光旅行者等の犯罪被害防止対策、ホテル、旅館等の宿泊施設の管理者等に対する防犯検討会の開催、防犯設備の保守点検へ向けた働きかけを進める。

(3) その他

毎年9月に庁内連絡会議を開催し、基本計画と承認地域経済牽引事業計画に関するレビューを実施し、効果の検証と事業の見直しを検討する。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

(1) 総論

当該重点促進区域は、次のとおり農用区域が存在しているため、これらの区域において地域経済牽引事業を実施する場合は、土地利用調整を行う必要がある。

【重点促進区域1 東彼杵町三根郷】

(農地及び市街化調整区域の範囲)

(農地) 東彼杵町三根郷 871-1、871-2、875、877-1、877-2、878-1、878-2、929-1、929-3、930-3、933-1、933-2、933-3、934-1、935-1、

935-3、936-1、936-3、956-1、956-2、956-3、956-4、957、
958、963-1、964、965-1、965-2、966-1、966-3、966-5、
966-6、967-2、968-1、968-2、970、971-1、971-2、972-
1、972-2、973-1、973-2、973-3、974、975-1、975-2、
975-3、976-1、977-1、978-1、978-2、981-1、982-1、982-
2、985-1、987-1、987-2、987-3、988-1、988-2、988-3、
988-4、989-1、989-2、990、991-1、991-2、994-1、995-
1、995-2、996-1、997-1、999-1、1000、1001-1、1001-
2、1001-3、1001-4、1003、1004、1005-1、1006-1、1009-
1、1011-1、1012-1、1012-2、1012-3、1013-1、1013-3、
1013-4、1014-1、1015-1、1015-2、1015-3、1015-4、1016、
1017、1018、1020、1022、1025-1、1026-1、1026-2、1026-
3、1027、1032-1、1032-2、1036、1037-1、1038-1、1039-
1

(市街化調整区域)なし

(地区内における公共施設整備の状況)

区域周辺には国道205号及び町道大野原高原線が通っており、電気、上下水道も整備されている。区域内には、上下水道や工業用水等のインフラが未整備であるため、立地ニーズに応じて、最小限の整備を行う必要があるが、その他大規模な公共施設整備の必要はない。

(他計画との調和等)

重点促進区域に設定されている区域については、現在策定中の第6次総合計画の土地利用の見通しの中で自然環境や周辺の環境、農業振興等に十分配慮しながら企業の誘致推進していく「産業・住宅整備地区」として位置付ける予定であり、現在策定中の都市計画マスタープランにおいても同様の措置を予定している。

また、東彼杵町農業振興地域整備計画においても、本区域がある地域では企業の進出や宅地化を予想しながら、町民の就業機会の確保と農業振興の両面により、長期的展望の中で優良農地の確保を図り、有効な土地利用を推進するとしており、本地域における担い手の減少や若者の就業による転出に歯止めがかからない現状からすると、重点促区域の設定については、これら計画の方針と調和したものである。

当該区域は東そのぎICに隣接しており、さらに豊富な地下水が期待できることから、成長ものづくり分野において、製造業の集積を図る地域経済牽引事業の実施を予定していることから、これらの方針と調和したものである。

(地域内の遊休地等の状況等)

本重点促進区域内においては、遊休地等は存在していない。

【重点促進区域2 東彼杵町彼杵宿郷】

(農地及び市街化調整区域の範囲)

(農地)東彼杵町彼杵宿郷 2255-1、2257-1、2260-1、2261-1、2261-2、2262-1、2263-1、2264-0、2265-0、2267-0、2268-0、2269-0、2271-0、2271-2、2274-0、2275-0、2276-0、2277-2、2279-1、2279-2、2280-0、2281-0、2282-0、2283-0、2285-0、2289-0、2290-0、2291-0、2292-0、2293-0、2294-0、2295-0、2296-1、2296-2、2298-0、2299-0、2300-0、2301-0、2304-1、2305-1、2306-1、2335-1、2336-1、2337-1、2339-1、2340-0、2341-0、2342-0、2343-0、2344-0、2346-0、2347-0、2348-1、2358-1、2359-1、2360-1、2361-1、2362-1、2362-2、2363-0、2364-1、2367-1、2370-0、2371-1、2372-1、2372-2、2373-1、2374-1、2375-1、2376-1、2377-1、2378-1、2430-2、2430-7、2431-1、2431-2、2431-4、2431-6、2431-7、2432-1、2432-2、2433-1、2433-2、2434-1、2434-2、2435-1、2435-2、2436-1、2439-3、2440-4、2440-5、2441-1、2441-2、2441-3、2441-4、2441-5、2442-1、2442-2、2442-3

(市街化調整区域)なし

(地区内における公共施設整備の状況)

区域周辺には広域農道が通っており、電気も整備されている。区域内には、上水道や工業用水等のインフラが未整備であるため、立地ニーズに応じて、最小限の整備を行う必要があるが、その他大規模な公共施設整備の必要はない。

(他計画との調和等)

重点促進区域に設定されている区域については、現在策定中の第6次総合計画の土地利用の見通しの中で自然環境や周辺の環境、農業振興等に十分配慮しながら企業の誘致推進していく「産業・住宅整備地区」として位置付ける予定であり、現在策定中の都市計画マスタープランにおいても同様の措置を予定している。

また、東彼杵町農業振興地域整備計画においても、本区域がある地域では企業の進出や宅地化を予想しながら、町民の就業機会の確保と農業振興の両面により、長期的展望の中で優良農地の確保を図り、有効な土地利用を推進するとしており、本地域における担い手の減少や若者の就業による転出に歯止めがかからない現状からすると、重点促区域の設定については、これら計画の方針と調和したものである。

当該区域は東そのぎICに近く、高速道路等の交通・物流インフラを活用した成長ものづくり分野において、製造業や物集関連施設等の集積を図る地域経済牽引事業の実施を予定していることから、これらの方針と調和したものである。

(地域内の遊休地等の状況等)

本重点促進区域内においては、遊休地等は存在していない。

【重点促進区域3 雲仙市瑞穂産業導入地区】

(農地及び市街化調整区域の範囲)

(農地) 雲仙市瑞穂町古部甲東久保田 1540、1541-1、1541-4、1544-1、1544-7、
1544-8、1546、1548、1550、1551、1552、
1553-2、1555、1557、1558、1559、1563、
1564-1、1566-1、1569-1、1570-1、1571-
1、1589、1590-2、1591、1592-1、1592-2、
1594-1、1595、1596、1597、1598、1599、
1600、1601、1602、1611-1、1612-1、1613-
1、1615-1、1616、1617、1618、1619-1、
1620、1621、1622、1623、1627-1、1628-
1、1629-1、1630-1、1630-2

雲仙市瑞穂町古部甲八坂 1639、1642-1、1649-1、1649-2、1650、1651、
1652、1653

雲仙市瑞穂町古部乙西久保田 29-3

(市街化調整区域) なし

(地区内における公共施設整備の状況)

区域においては、一部企業が立地している状況であり、大部分がインフラ(上水道、
道路など)が未整備であることから、今後立地ニーズに応じて最小限の整備を行う必
要があるが、その他大規模な公共施設整備の必要はない。

(他計画との調和等)

土地利用に関する諸計画の記述について、長崎県土地利用基本計画書において、「農
用地区域を除く農業地域内の農地については、都市計画等農業以外の土地利用計画と
の調整を了した場合には、その調整された計画に基づく土地利用については転用を認
めるものとする。」こととしている。 当該区域は半導体関連産業の立地が著しい熊
本県の長洲港とフェリーで結ばれる
多比良港から約9.7kmの距離にあり、半導体関連産業等の集積を図る地域経済牽引
事業の実施を予定していることから、これらの方針と調和したものである。

(地域内の遊休地等の状況等)

本重点促進区域内においては、遊休地等は存在していない。

【重点促進区域4 雲仙市千々石産業導入地区】

(農地及び市街化調整区域の範囲)

(農地) 雲仙市千々石町甲八ヶ島 288-2、301、302-1、303-1、305-1、306-1、307-
1、308、309、310-1、311-1、312、313-1、
313-2、313-3、314-1、315、316-1、316-

2、316-4、316-5、316-6、317-1、317-2、
317-3、317-5、323-2、324-1、325-1、336、
337、338-1、339-2

(市街化調整区域)なし

(地区内における公共施設整備の状況)

区域においては、企業が立地していない状況であり、インフラ(上水道、道路など)が未整備であることから、今後立地ニーズに応じて最小限の整備を行う必要があるが、その他大規模な公共施設整備の必要はない。

(他計画との調和等)

土地利用に関する諸計画の記述について、長崎県土地利用基本計画書において、「農用地区域を除く農業地域内の農地については、都市計画等農業以外の土地利用計画との調整を了した場合には、その調整された計画に基づく土地利用については転用を認めるものとする。」こととしている。

当該区域は水資源が豊富である可能性があり、大量の水資源を要する半導体関連産業の立地が見込まれ、半導体関連産業等の集積を図る地域経済牽引事業の実施を予定していることから、これらの方針と調和したものである。

(地域内の遊休地等の状況等)

本重点促進区域内においては、遊休地等は存在していない。

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

【重点促進区域1 東彼杵町三根郷】

【重点促進区域2 東彼杵町彼杵宿郷】

本重点促進区域は、農地が大部分を占めるため、下記の方針により土地利用調整を行うこととする。

農用地区域外での開発を優先すること

農用地区域外での開発を優先することとするが、広く農用地を含む区域であることから、土地利用調整区域を定めるときは、東彼杵町及び長崎県の農政部局等と十分調整を行うこととする。

周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

本区域は集団的農地であり、農用地区域が設定されている。土地利用調整区域の設定に当たり、やむを得ず農地において設定する場合は、集団的農地の中央部を開発することで高性能農業機械による営農に支障が生じないようにすることとする。

また、小規模の開発行為がまとまりなく行われることにより、農業生産基盤整備事業の実施や農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進への支障が生じないようにすることとする。

加えて、本区域は地域計画の対象となる農地が含まれていないため、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがない。

面積規模が最小限であること

やむを得ず農地において地域経済牽引事業の用に供する施設を整備するため、土地利用調整区域を設定する場合は、個別の施設について計画する事業内容に基づき立地ニーズを確認し、事業を行う上で必要最小限の面積をその用に供することとする。

面的整備を実施した地域を含めないこと

面的整備の対象農地については、工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過していないものは、土地利用調整区域に含めないこととする。なお、本区域における面的整備は平成元年に実施されており、工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過している。また、面的整備の計画はない。

農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により行う土地改良事業として農業者の費用負担を求めずに事業を実施した農地について、農地中間管理権の存続期間中は土地利用調整区域に含めないこと。また、農地中間管理機構関連事業を行う予定があることが公にされている農地についても、土地利用調整区域に含めないこととする。さらに、農地中間管理権の存続期間が満了した農地についても、上記からまでの考え方にに基づき、やむを得ない場合でなければ土地利用調整区域に含めないこととする。

【重点促進区域3 雲仙市瑞穂産業導入地区】

【重点促進区域4 雲仙市千々石産業導入地区】

本重点促進区域における土地利用調整区域の設定を行うときの調整方針は、上記諸計画等との調和を踏まえて、以下のとおりとする。

周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないこと

雲仙市の重点促進区域内には集团的農地が含まれている。やむを得ず集团的農地において土地利用調整区域を設定する場合は、周辺農地の営農環境に支障を及ぼすおそれがない縁辺部の農地を設定することとし、土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないよう耕作者の同意を得ながら、関係市町及び長崎県の農政部局等と十分調整を行うこととする。

面積規模が最小限であること

やむを得ず、農地において「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」の「(1)地域の特性及びその活用戦略」に関連する産業の用に供する施設を整備する場合は、個別の施設について計画する事業内容に基づき立地ニーズを確認し、事業を行う上で必要最小限の面積をその用に供することとする。

面的整備（区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓）を実施した地域を含めないこと

雲仙市の重点促進区域においては、面的整備は行われていないが、今後、当該事業の対象農地になった場合も、工事が官庁した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過しない間は、土地利用調整区域に含めないこととする。

農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること

現在、農地中間管理機構の関連事業は実施されていないが、農業者の費用負担を求めずに事業を実施する農地について、農地中間管理権の存続期間中は土地利用調整区域に含めず、農地中間管理権の存続期間が満了した農地についても、前述の から までの考え方に基づき、やむを得ない場合でなければ土地利用調整区域に含めないこととする。また、農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農地についても、土地利用調整区域に含めないこととする。

(3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

【重点促進区域 1 東彼杵町三根郷】

【重点促進区域 2 東彼杵町彼杵宿郷】

【重点促進区域 3 雲仙市瑞穂産業導入地区】

【重点促進区域 4 雲仙市千々石産業導入地区】

いずれも本重点促進区域には市街化調整区域は存在しない。

10 計画期間

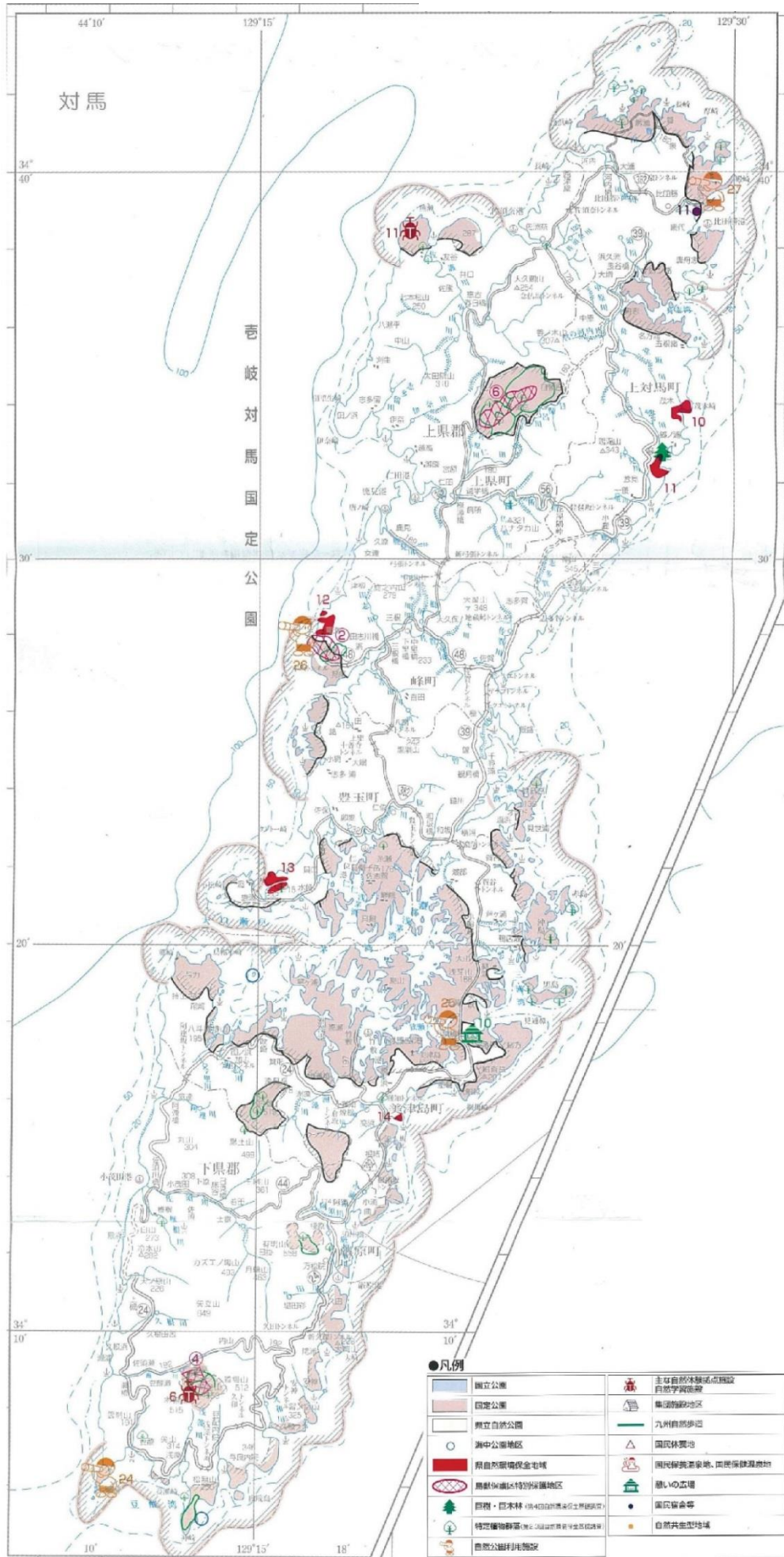
本計画の計画期間は、計画同意の日から令和10年度末日までとする。

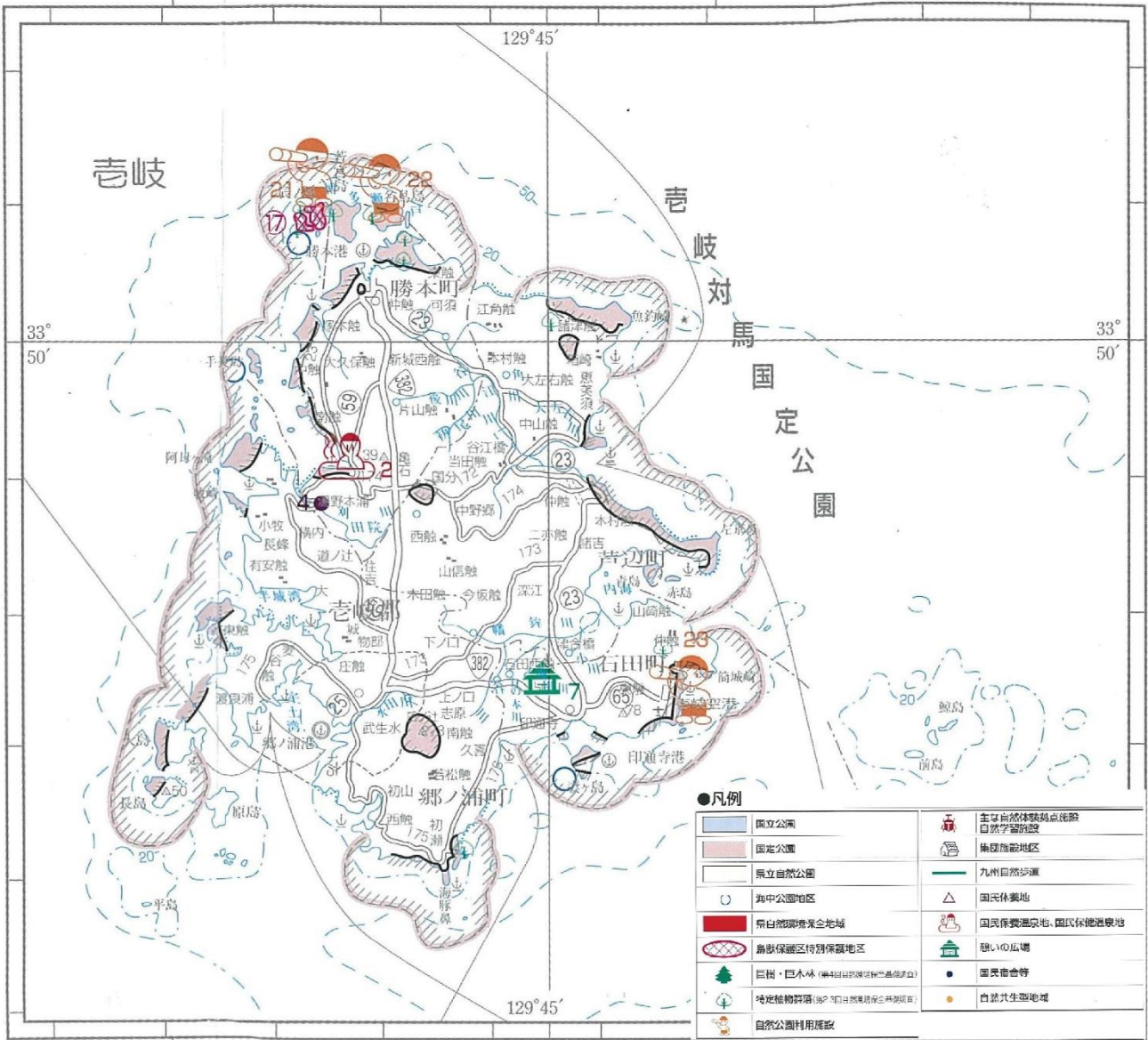
平成29年に同意の「基本計画」に基づき法第11条第3項の規定による同意（法第12条第1項の規定による変更の同意を含む。）を受けた土地利用調整計画に関する変更の同意及び法13条第4項の規定による承認（法第14条第3項の規定による変更の承認を含む。）を受けた承認地域経済牽引事業計画に関する変更の承認及び承認の取消しについて、当該同意基本計画の失効後も、なお従前の例による。

(備考)

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別紙1 「促進区域から除外される地域」



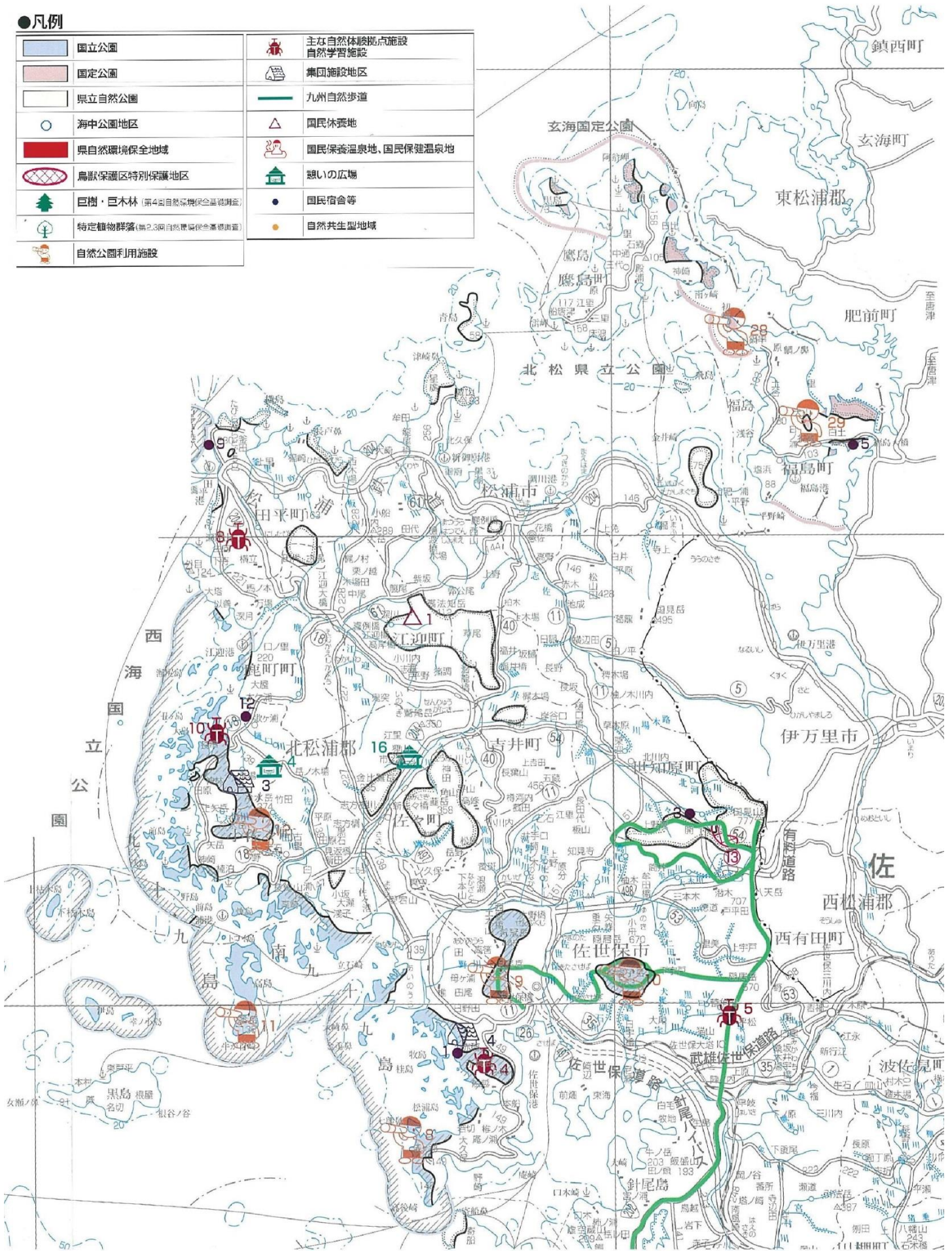


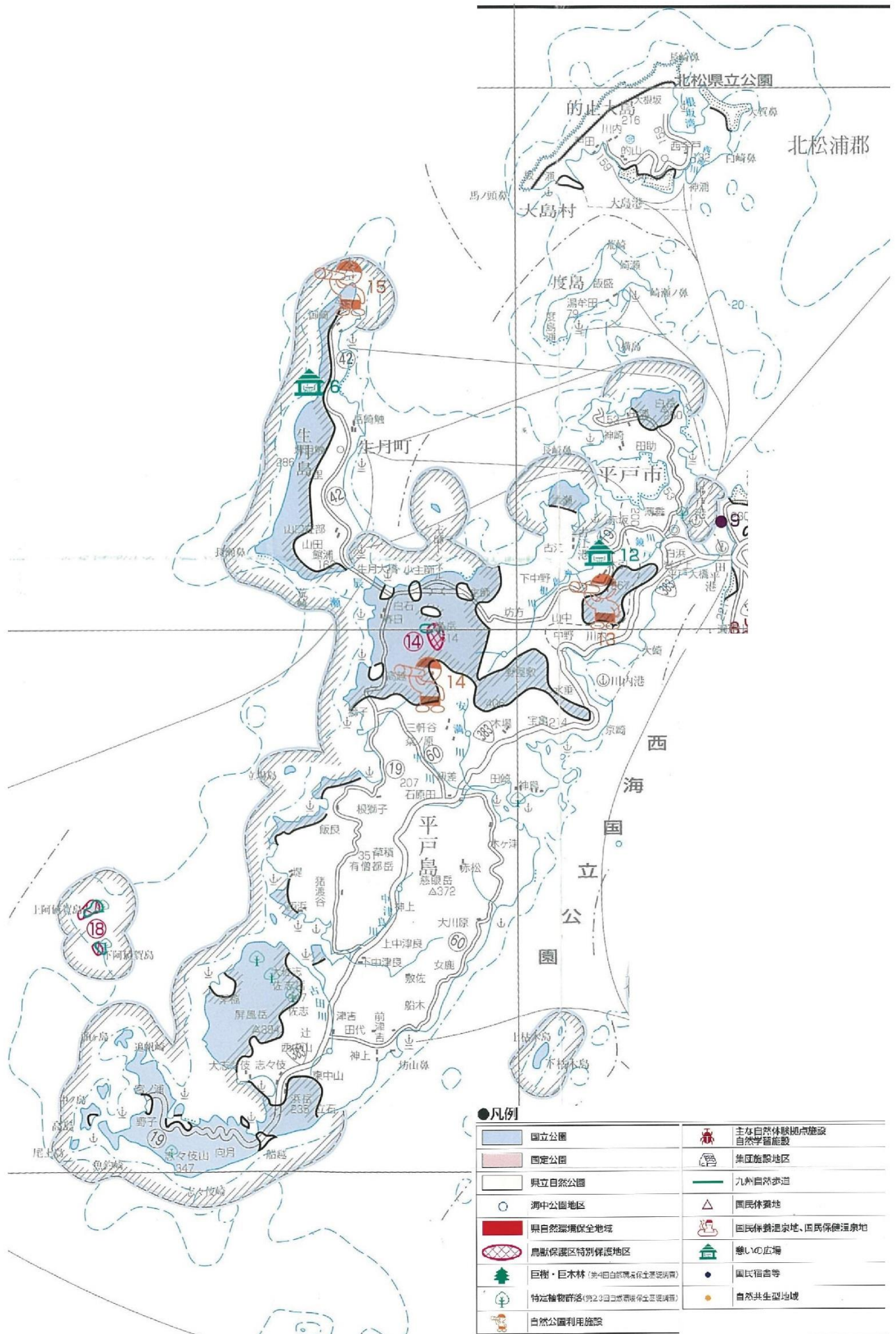
●凡例

	国立公園		主要自然体験拠点施設
	国定公園		自然学習施設
	県立自然公園		輸送施設地区
	海中公園地区		九州自然歩道
	県自然環境保全地域		国民休養地
	鳥獣保護区特別保護地区		国民保養温泉地、国民保養遊歩地
	巨樹・巨木林 (樹高10m以上、幹太10cm以上)		観光LQ広場
	特定植物群集 (国指定自然環境保全地域内)		国民宿舎等
	特定植物群集 (国指定自然環境保全地域外)		自然共生型地域
	自然公園利用施設		

●凡例

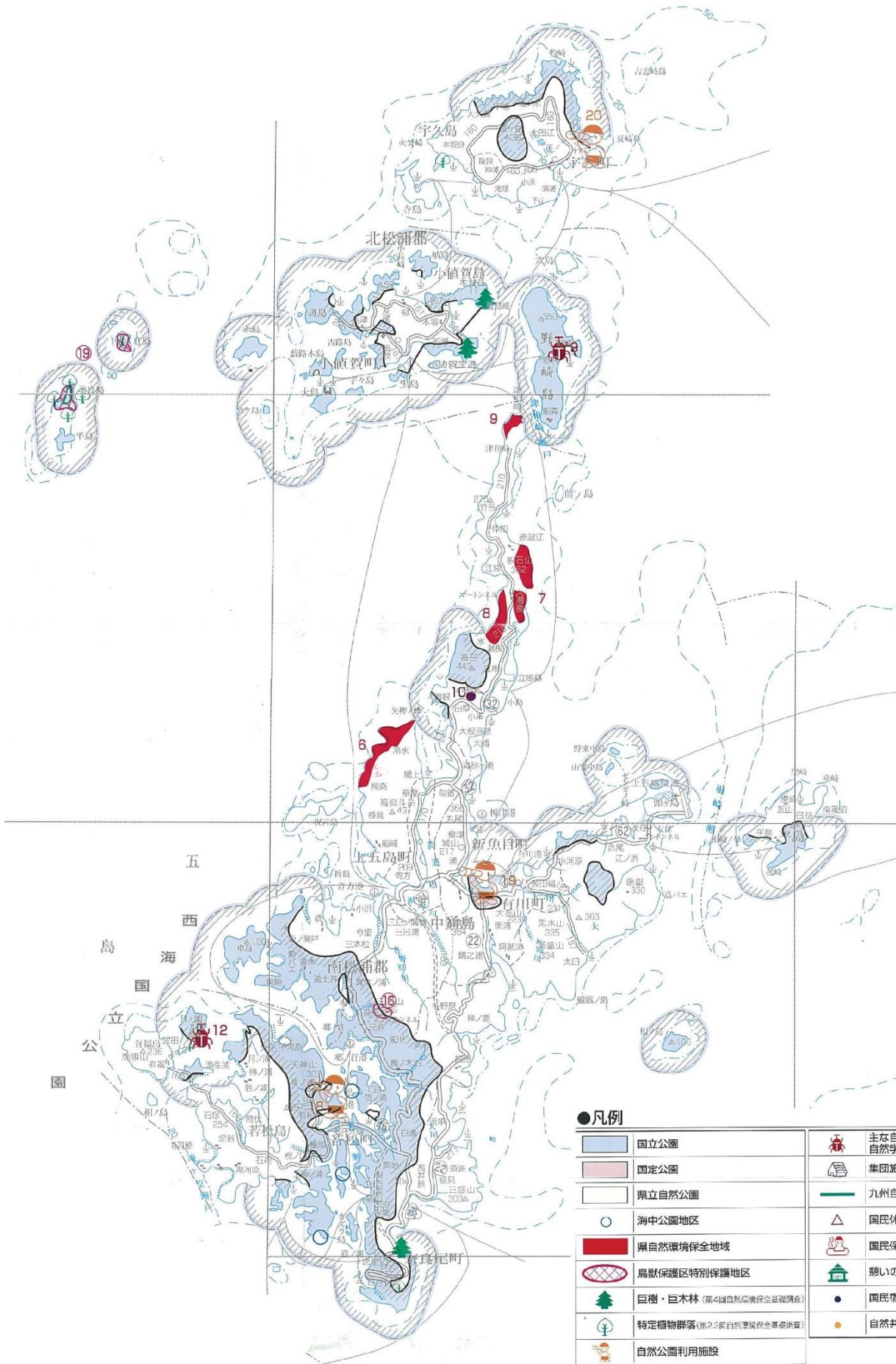
	国立公園		主な自然体験拠点施設 自然学習施設
	国定公園		集団施設地区
	県立自然公園		九州自然歩道
	海中公園地区		国民休養地
	県自然環境保全地域		国民保養温泉地、国民保健温泉地
	鳥獣保護区特別保護地区		憩いの広場
	巨樹・巨木林 (第4回自然環境保全意識調査)		国民宿舎等
	特定植物群落 (第2,3回自然環境保全意識調査)		自然共生型地域
	自然公園利用施設		





●凡例

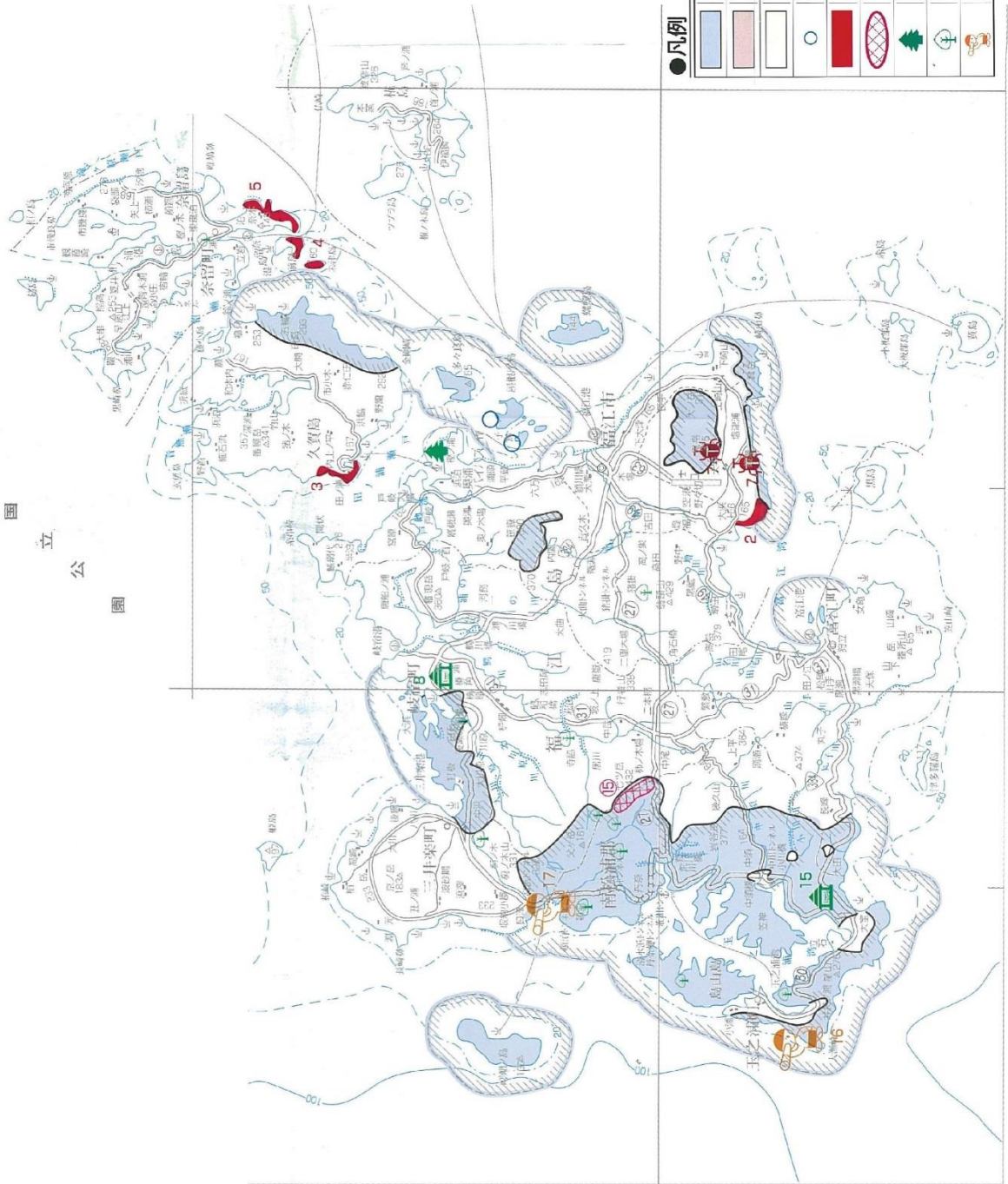
	国立公園		主な自然体験拠点施設 自然学習施設
	国定公園		集団施設地区
	県立自然公園		九州自然歩道
	海中公園地区		国民体育地
	県自然環境保全地域		国民保養温泉地、国民保養温泉地
	鳥獣保護区特別保護地区		憩いの広場
	巨樹・巨木林 (第4回自然環境保全重要調査)		国民宿舎等
	特定植物群落 (第23回自然環境保全重要調査)		自然共生型地域
	自然公園利用施設		



●凡例

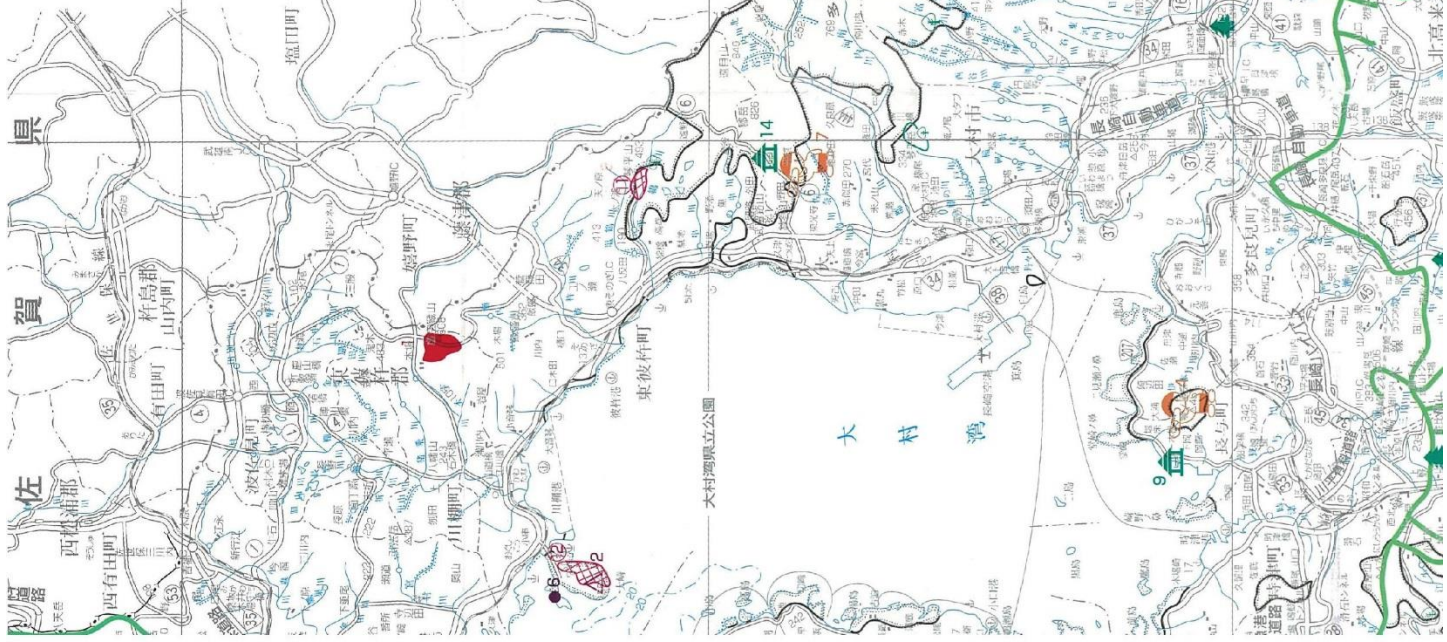
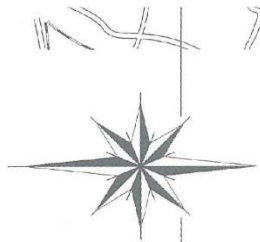
	国立公園		主な自然体験拠点施設 自然学習施設
	国定公園		集団施設地区
	県立自然公園		九州自然歩道
	海中公園地区		国民休養地
	県自然環境保全地域		国民保養温泉地、国民保健温泉地
	鳥獣保護区特別保護地区		憩いの広場
	巨樹・巨木林 (第4回自然環境保全基礎調査)		国民宿舎等
	特定植物群落 (第2,3回自然環境保全基礎調査)		自然共生型地域
	自然公園利用施設		

西 海 国 立 公 園



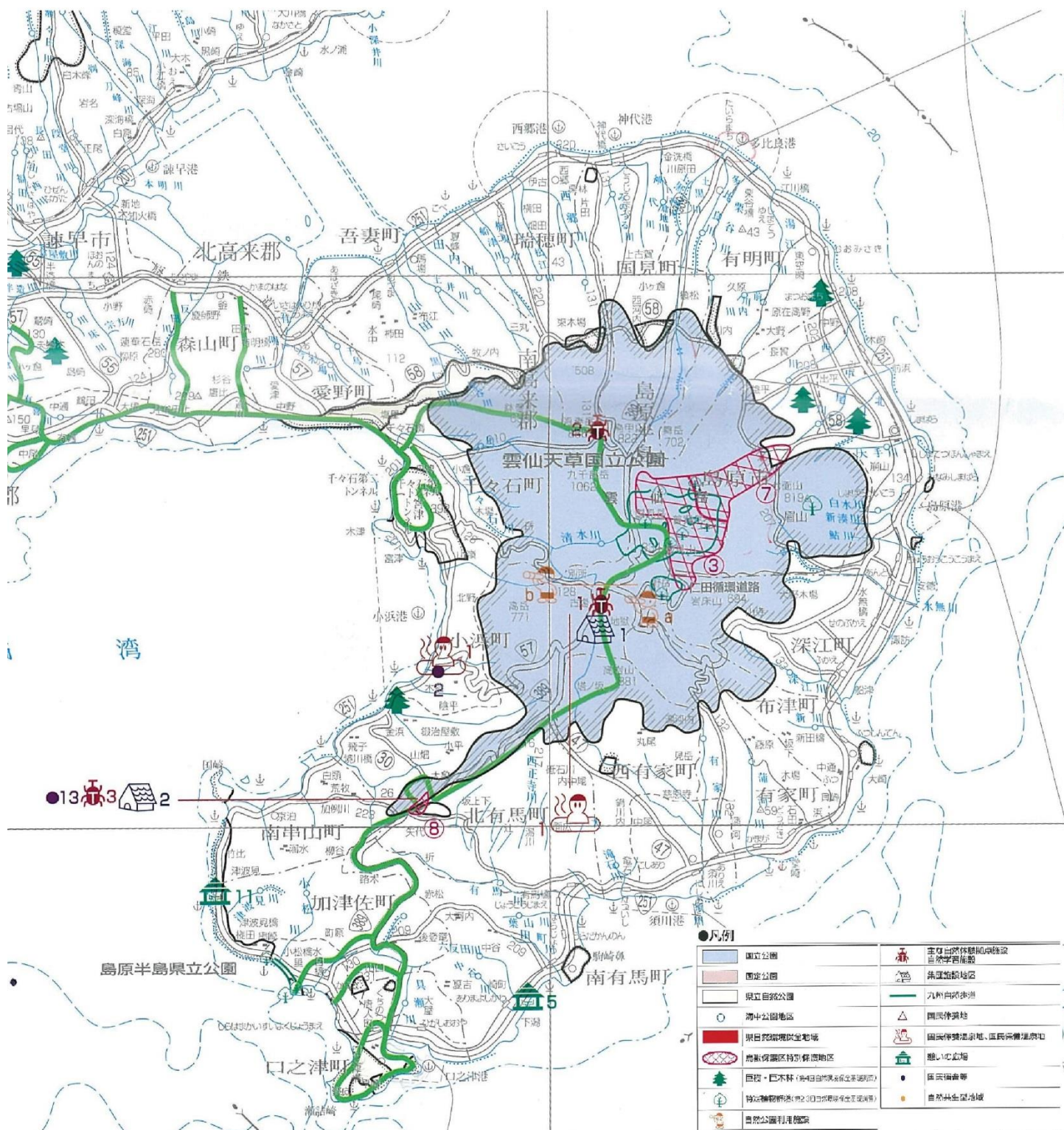
● 凡例

	国立公園		存在自然体験拠点施設
	国定公園		自然学習施設
	県立自然公園		集団施設地区
	海中公園地区		九州自然歩道
	県自然環境保全地域		国民林養地
	鳥獣保護区特別保護地区		国民保養温泉地、国民保健温泉地
	巨樹・巨木林 (除く旧自然環境保全重要河川)		憩いの広場
	特定植物群集(種2-3種以上)		国民信舎等
	自然公園利用施設		自然共生型地域



●凡例

	国立公園		主な自然体験拠点施設
	国定公園		自然学習施設
	県立自然公園		集団施設地区
	海中公園地区		九州自然歩道
	県自然環境保全地域		国民休養地
	鳥獣保護区特別保護地区		国民保養温泉地、国民保健温泉地
	巨樹・巨木林 (第4回自然環境保全基盤調査)		憩いの広場
	特定植物群落(第2,3回自然環境保全基盤調査)		国民宿舎等
	自然公園利用施設		自然共生型地域

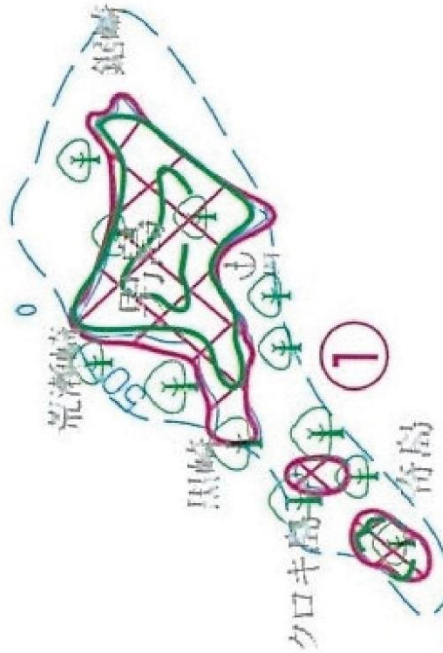


●凡例

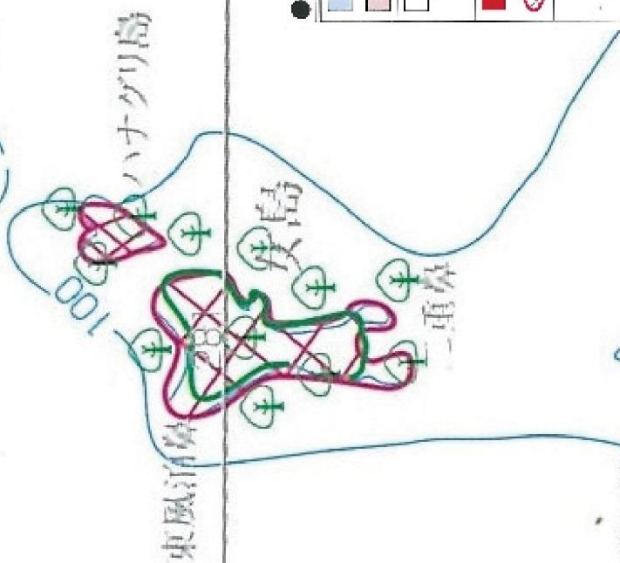
	国立公園		主要自然体験施設 自然学習施設
	国定公園		鉄道沿線地区
	県立自然公園		九州自然歩道
	湖中公園地区		国民保養地
	県立自然環境保全地域		国民保養温泉地、国民保養温泉地
	鳥獣保護区特別管理地区		隠しIC広場
	巨樹・巨木林 (県4日自然環境保全要綱別記)		国定編者等
	特別保護樹林 (県20日自然環境保全要綱別記)		自然共生型地域
	自然公園利用施設		

男女群島

128°20'



福江市飛地



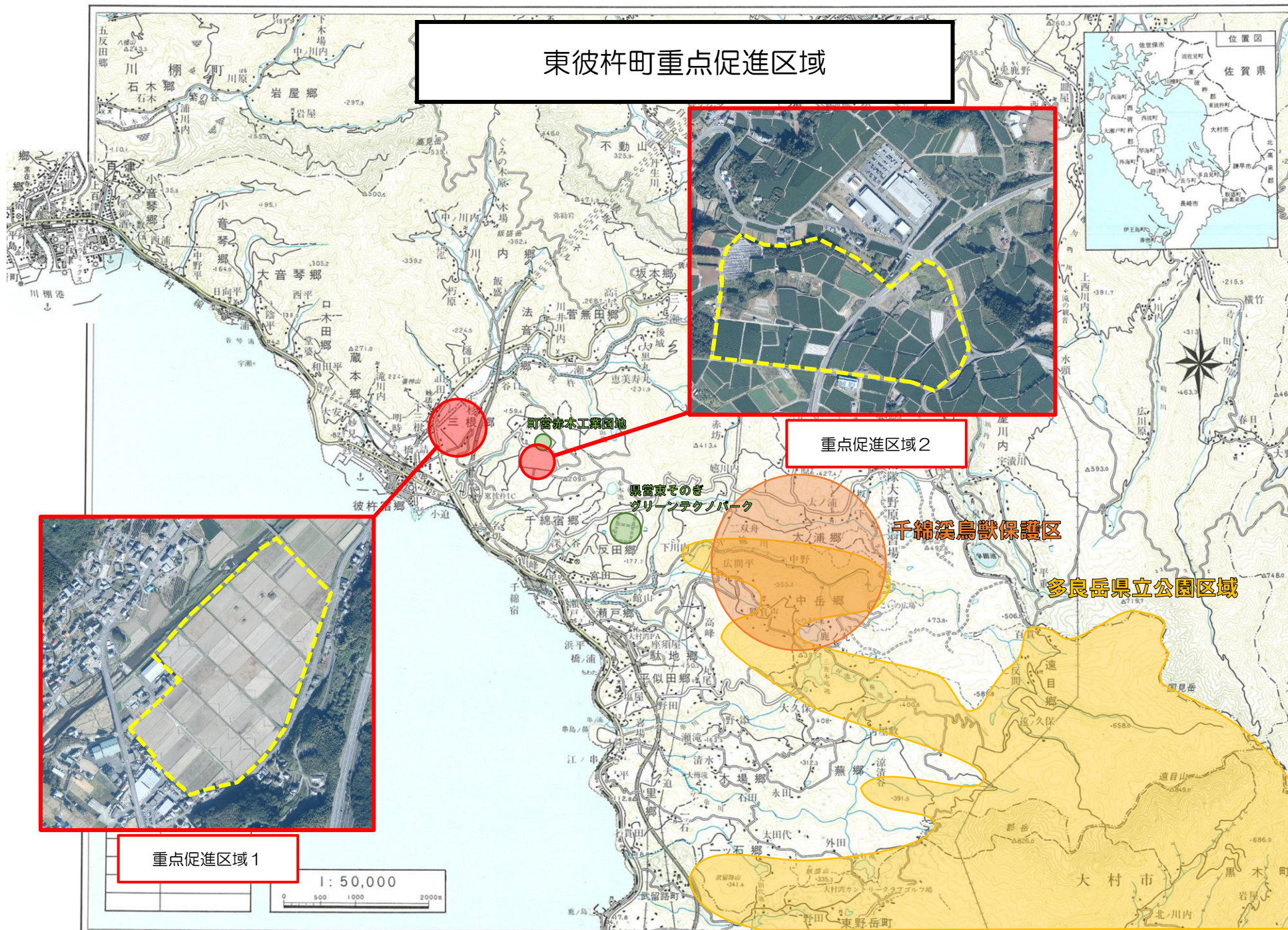
32°

128°20'

●凡例

	国立公園		主要自然林保護地域
	国定公園		自然学習道
	県立自然公園		年間開放地区
	海中公園地区		九州自然遊道
	県自然環境保全地域		国定林道
	国定公園特別保護地区		国定保護遺跡地、国定保護出漁地
	巨樹・巨木林 (巨木林等(生い茂る))		観光(0)臥巻
	特定植物群保護地域(特定植物群保護地域)		国定記念塔
	自然公園利用施設		自然共生型泊場

東彼杵町重点促進区域

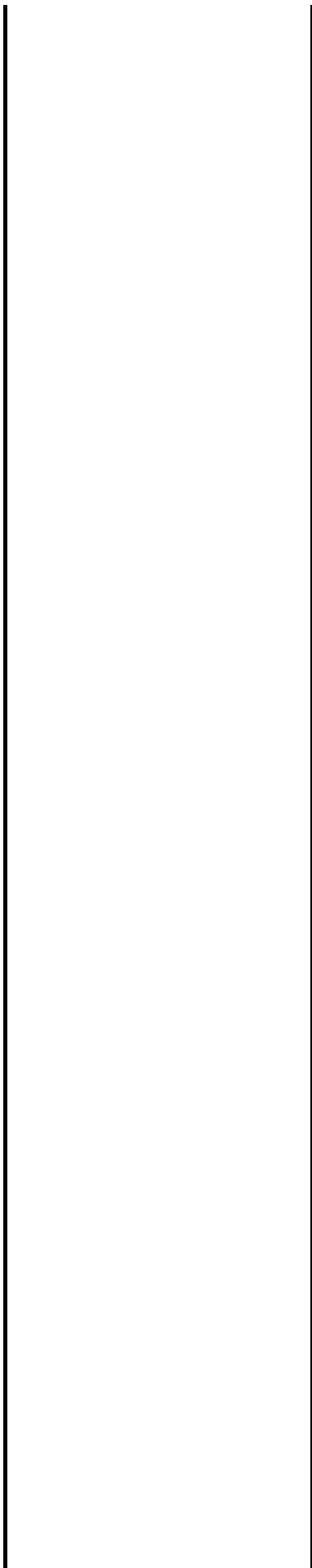


東彼杵町役場

「この地図は、建設省国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。(承認番号 平11九復、第28号)」

工場立地特例対象区域一覧表

区域名	市町名	丁目・字等	地番
重点促進区域 1	東彼杵町	三根郷	871-1
			871-2
			872-1
			875
			877-1
			877-2
			878-1
			878-2
			929-1
			929-2
			929-3
			930-3
			933-1
			933-2
			933-3
			934-1
			935-1
			935-3
			936-1
			936-3
			955
			956-1
			956-2
			956-3
			956-4
			957
			958
			963-1
			964
			965-1
			965-2
			966-1
966-3			
966-5			
966-6			
967-1			
967-2			
968-1			
968-2			
970			
971-1			

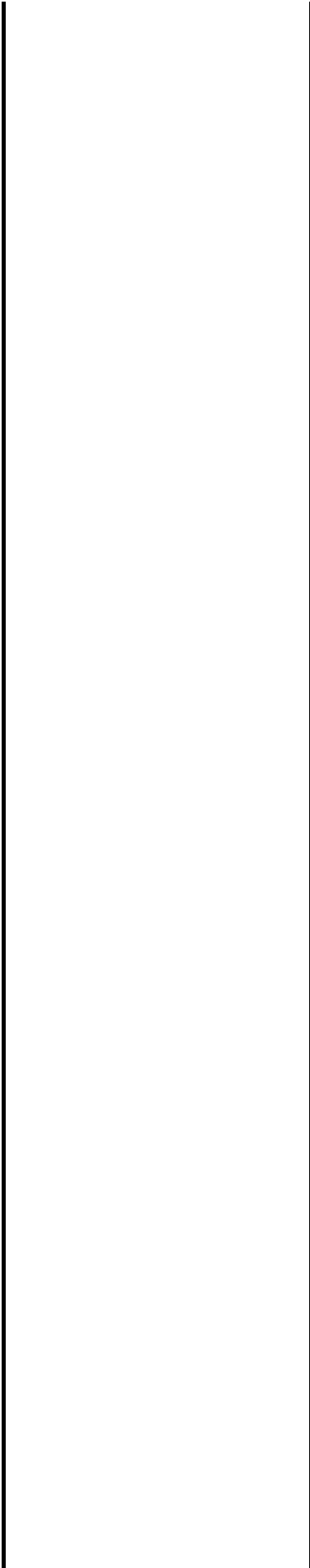


971-2
972-1
972-2
973-1
973-2
973-3
974
975-1
975-2
975-3
976-1
977-1
978-1
978-2
980-1
981-1
981-3
981-4
982-1
982-2
985-1
987-1
987-2
987-3
988-1
988-2
988-3
988-4
989-1
989-2
990
991-1
991-2
994-1
995-1
995-2
996-1
997-1
997-2
999-1
999-2
1000
1001-1
1001-2

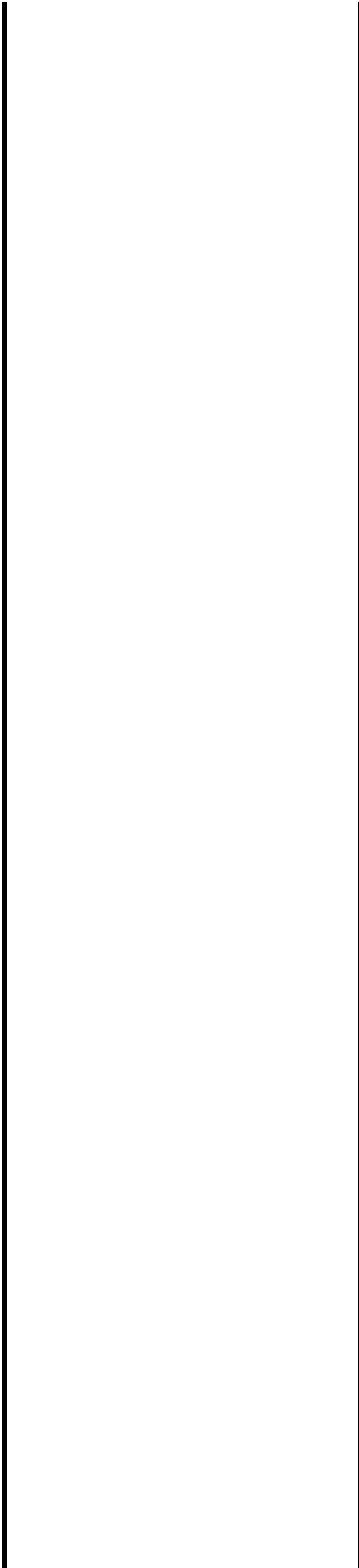
		1001-3
		1001-4
		1003
		1004
		1005-1
		1005-2
		1006-1
		1009-1
		1009-2
		1011-1
		1012-1
		1012-2
		1012-3
		1013-1
		1013-2
		1013-3
		1013-4
		1014-1
		1014-2
		1015-1
		1015-2
		1015-3
		1015-4
		1016
		1017
		1018
		1019-2
		1020
		1022
		1025-1
		1026-1
		1026-2
		1026-3
		1027
		1032-1
		1032-2
		1036
		1037-1
		1038-1
		1039-1

工場立地特例対象区域一覧表

区域名	市町名	丁目・字等	地番
重点促進区域 2	東彼杵町	彼杵宿郷	2255-1
			2255-2
			2256-2
			2257-1
			2257-2
			2257-3
			2259-2
			2259-3
			2260-1
			2260-2
			2261-1
			2261-2
			2261-3
			2261-4
			2262-1
			2262-2
			2263-1
			2264
			2265
			2267
			2268
			2269
			2271
			2271-2
			2274
			2275
			2276
			2277-2
			2279-1
			2279-2
			2280
			2281
2282			
2283			
2285			
2289			
2290			
2291			
2292			
2293			
2294			



2295
2296-1
2296-2
2298
2299
2300
2301
2304-1
2305-1
2306-1
2335-1
2336-1
2337-1
2339-1
2340
2341
2342
2343
2344
2346
2347
2348-1
2358-1
2358-2
2359-1
2360-1
2361-1
2362-1
2362-2
2363
2364-1
2367-1
2370
2371-1
2372-1
2372-2
2373-1
2374-1
2375-1
2376-1
2377-1
2378-1
2430-2
2430-7



2431-1
2431-2
2431-3
2431-4
2431-6
2431-7
2432-1
2432-2
2433-1
2433-2
2433-3
2434-1
2434-2
2434-3
2435-1
2435-2
2435-3
2435-4
2436-1
2436-2
2438-5
2439-3
2439-6
2440-1
2440-4
2440-5
2440-6
2441-1
2441-2
2441-3
2441-4
2441-5
2442-1
2442-2
2442-3
2442-6
2442-7
2442-8

雲仙市重点促進区域

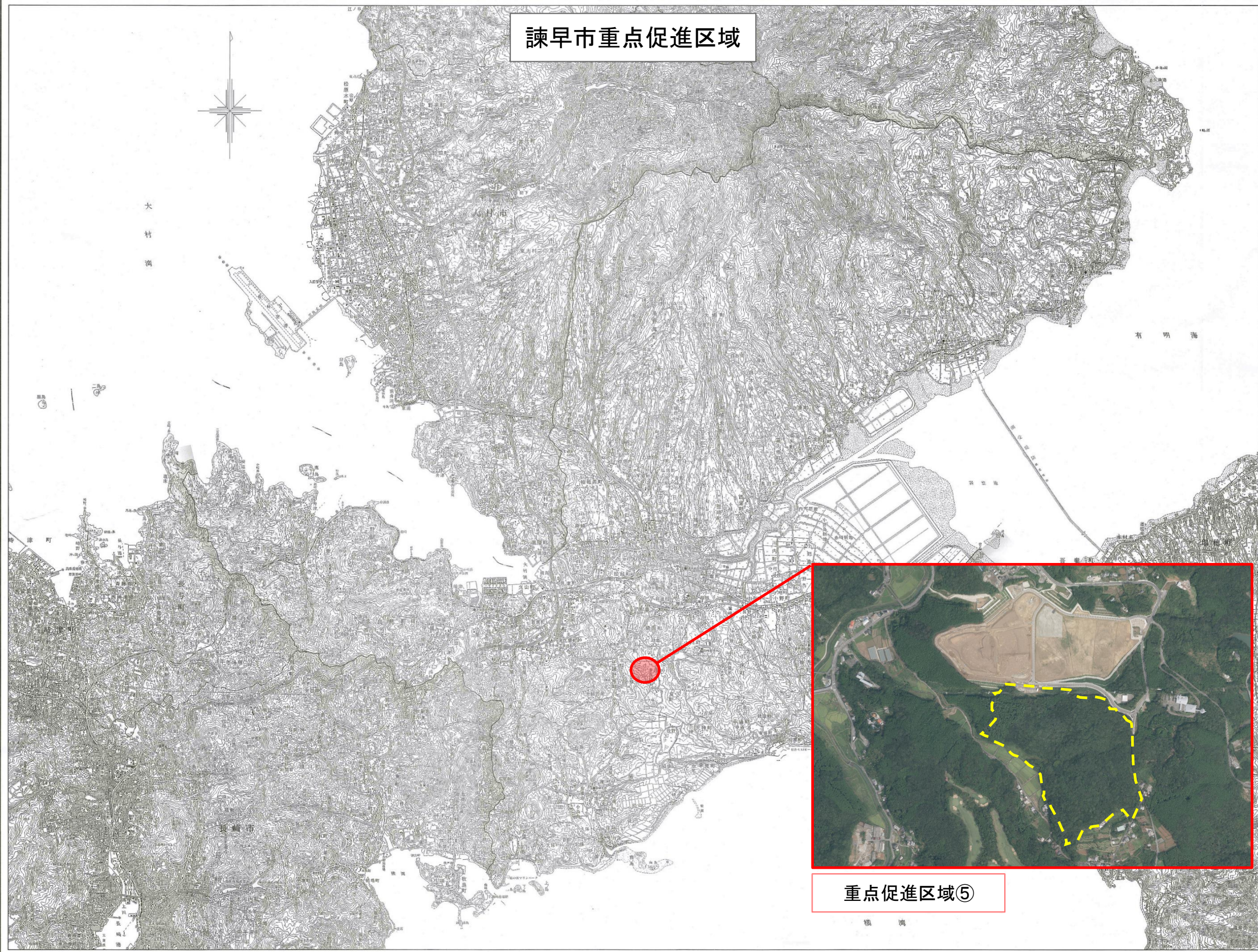


©2018 国土院 1:110,000 (11/2018)
国土地院 国土地院 国土地院

この地図は、国土地院のデータを基に、国土地院の承認を得て、地理院が作成したものである。
(国土地院 国土地院 国土地院)

1 : 75,000

諫早市重点促進区域



重点促進区域⑤

【この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、測図発行の2.5万分の1地形図を複製したものである。（測図番号 平16A後、第297号）】

1 : 50,000